

(環境確保条例第118条の2様式)

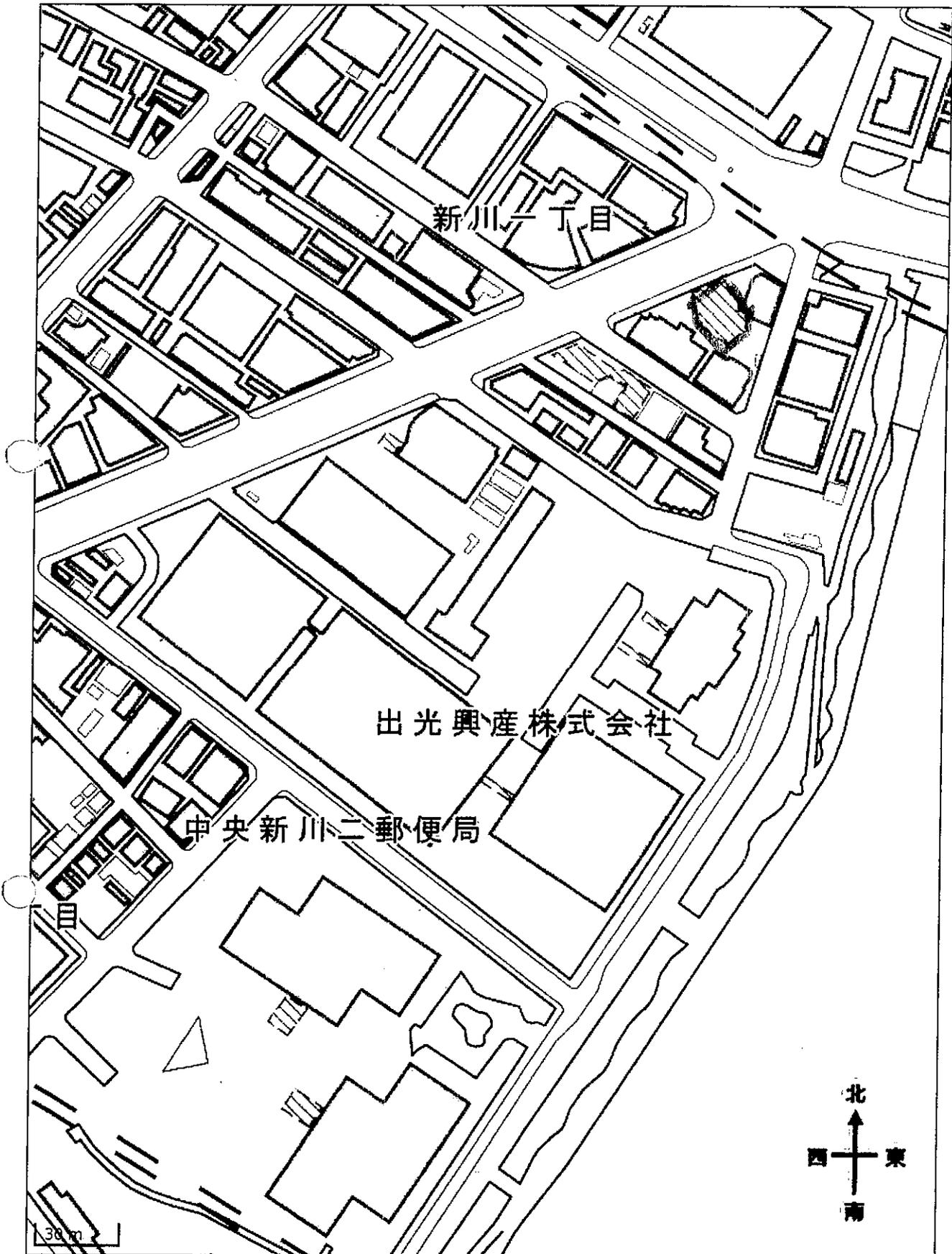
土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 2)

整理番号	102-2	調製年月日・契機	令和3年1月26日	・ 条例第116条第1項第1号	
所在地	新川一丁目106番1.2.6		(地番) 新川一丁目30番10号	(住居)	
訂正年月日・契機	令和4年3月15日 条例第116条の3第1項				
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	DD永代通り店 (株式会社ENEOSネットDr. Drive永代通り店) (令和3年1月14日 廃止)		面積	0.00 m ² (汚染地)	793.86 m ² (調査)
汚染状況調査の方法に関する特記事項					
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容			土壌汚染の除去 (掘削除去)		
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)					
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨					
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨					
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変 更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨					
備考					
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	令和3年1月14日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		グリーンサーチ(株)
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		

地理院地図

GSI Maps



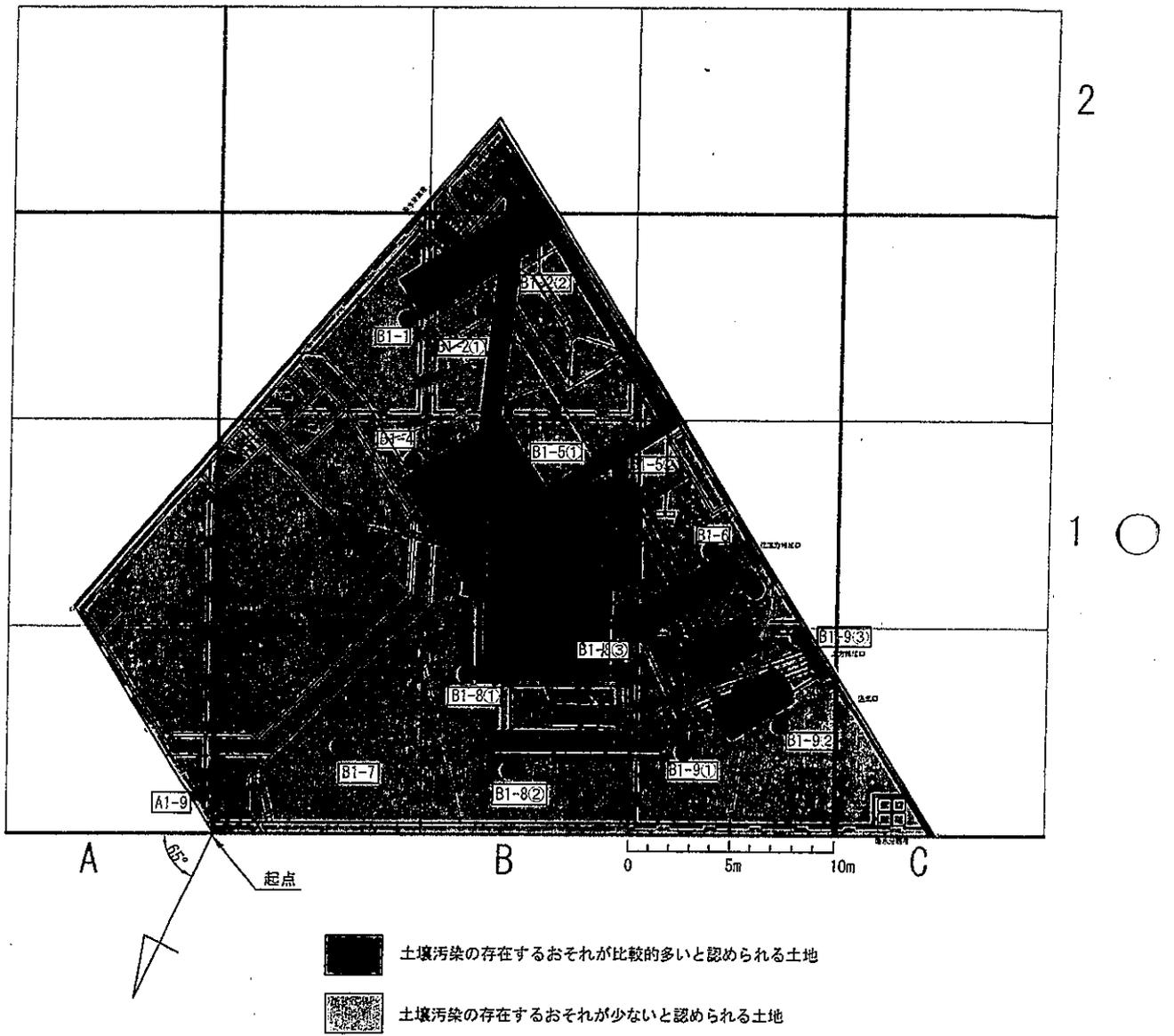


図 4.1 「ベンゼン」 単位区画とおそれの区分の分類と試料採取地点

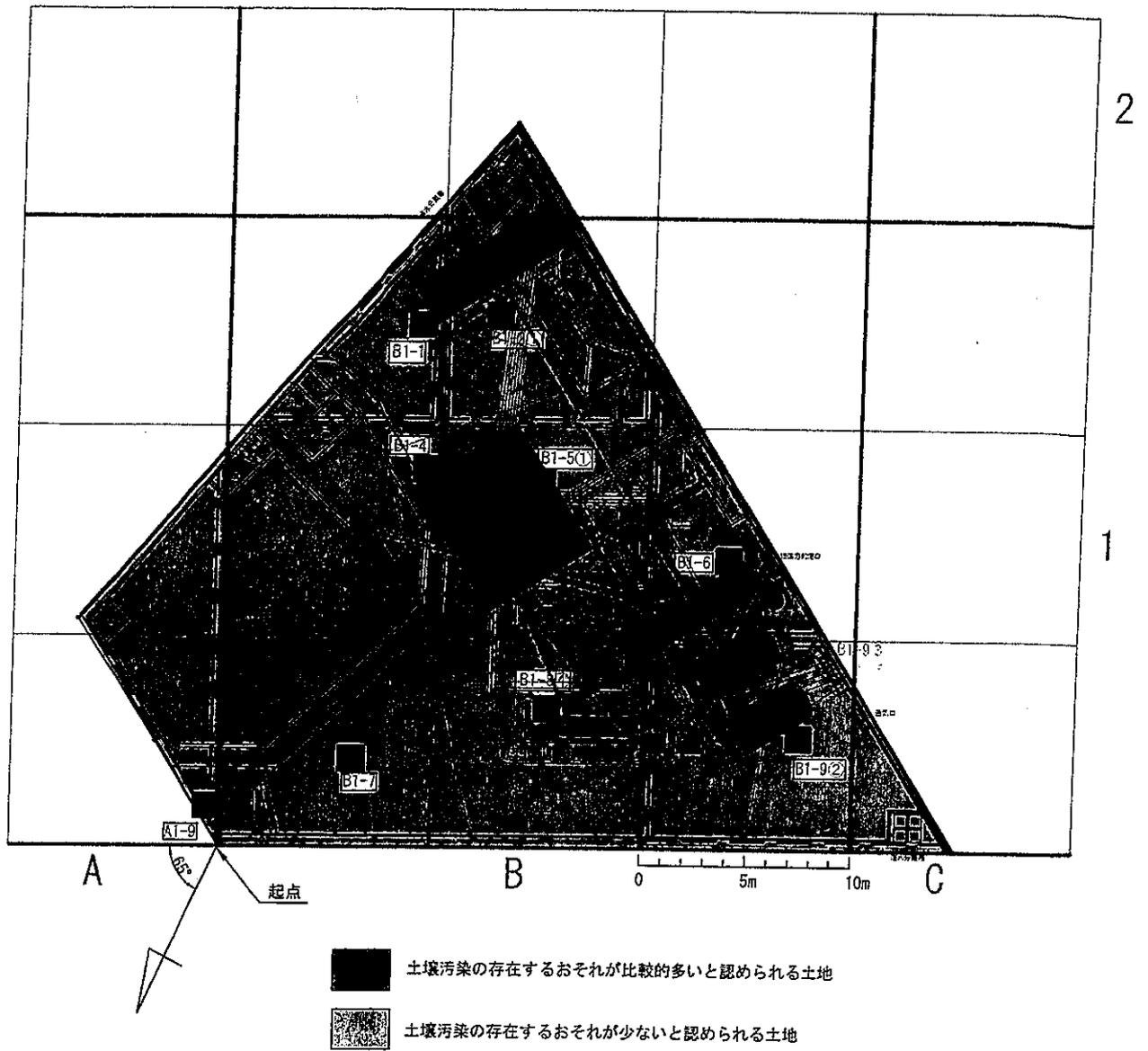
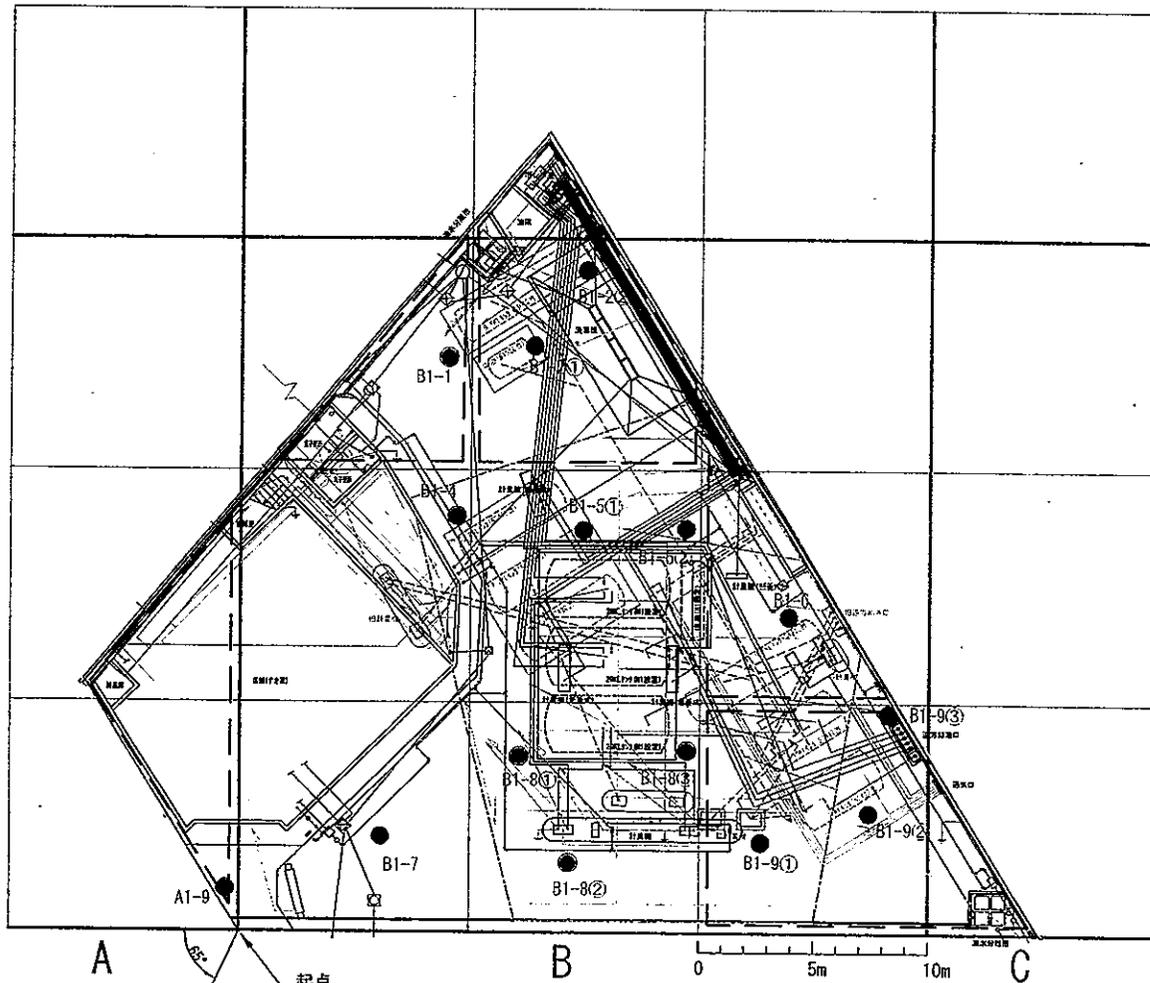


図 4.2 「鉛」 単位区画とおそれの区分の分類と試料採取地点



2

1

● [土壌ガス調査] (GC/PID方式)
 ・ガス測定項目：ベンゼン
 ・ガス採取深度：表層から0.8~1.0m付近

B1-1：調査地点番号 15地点

□：統合した単位区画

- 油配管
- 油配管
- 通気管
- 電灯
- 給水、排水
- 動力

30m格子での各区画番号

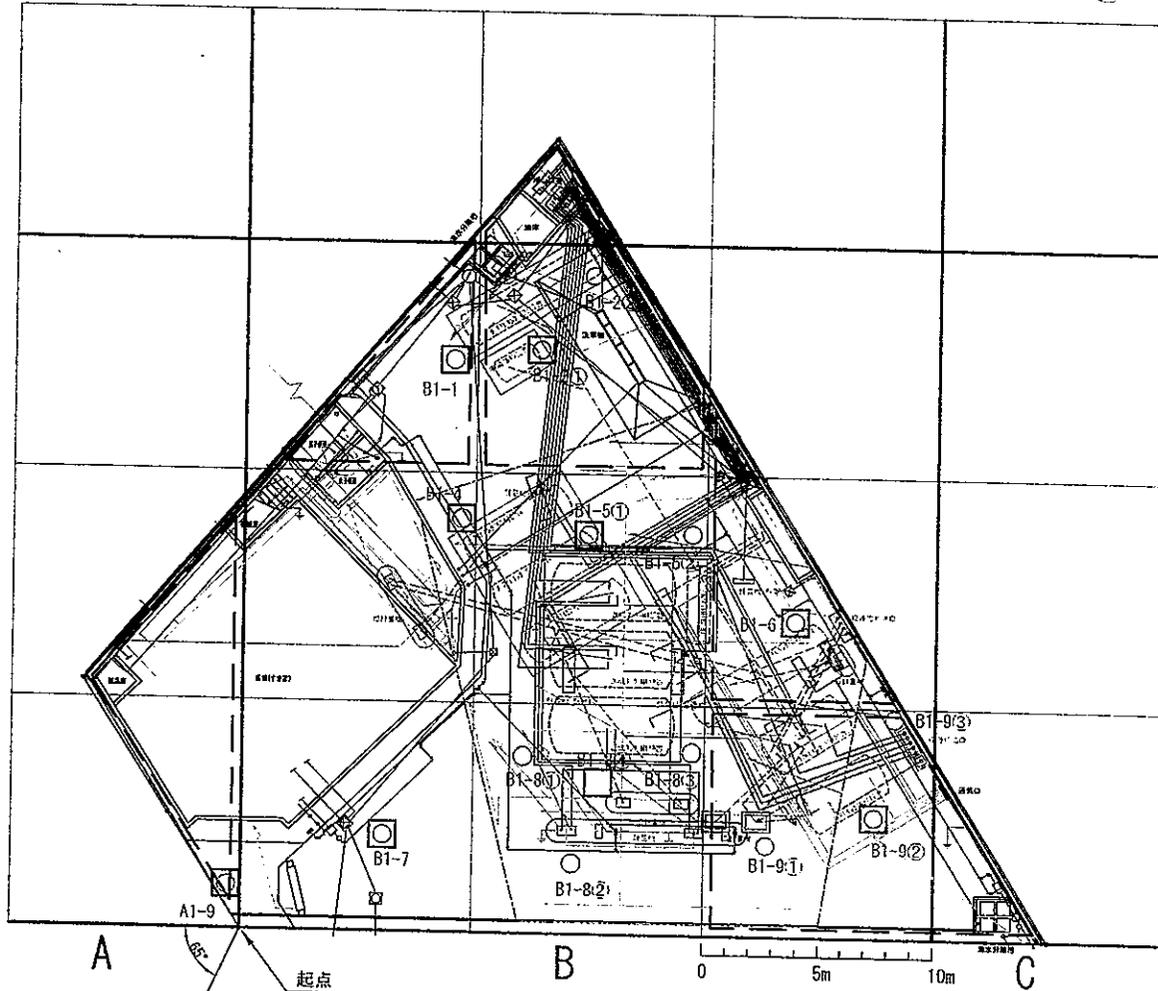
1	2	3
4	5	6
7	8	9

※標準断面図使用：配管、旧配管
 ※断面図使用：廃油タンク、地下タンク
 ※配管-旧配管底面直下の深度：0.15m
 ※(S34)7.2KLタンク底面直下の深度：2.8m
 ※(S36)9.6KLタンク底面直下の深度：2.4m
 ※(S42)9.6KLタンク底面直下の深度：2.3m
 ※(S49)廃油タンク底面直下の深度：1.8m
 ※(S54)10KLタンク底面直下の深度：2.6m
 ※(H2)廃油タンク底面直下の深度：2.3m
 ※(H2)20KLタンク底面直下の深度：3.6m

給油所面積：793.86㎡ (CADより)

SS開始年月日：1959年07月01日
 全面改造年月日：1990年04月01日

調査機関		名称	
グリーンサーチ株式会社		DD永代通り店跡地 土壌汚染状況調査	
図面名称		図4.3 調査計画図 (ベンゼン)	



30m格子での各区分番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

- ※標準断面図使用：配管、旧配管
- ※断面図使用：廃油タンク、地下タンク
- ※配管・旧配管底面直下の深度：0.15m
- ※(S34)7.2KLタンク底面直下の深度：2.8m
- ※(S36)9.6KLタンク底面直下の深度：2.4m
- ※(S42)9.6KLタンク底面直下の深度：2.3m
- ※(S49)廃油タンク底面直下の深度：1.8m
- ※(S54)10KLタンク底面直下の深度：2.8m
- ※(H2)廃油タンク底面直下の深度：2.3m
- ※(H2)20KLタンク底面直下の深度：3.6m

給油所面積：793.86㎡ (CADより)
 SS開所年月日：1959年07月01日
 全面改造年月日：1990年04月01日

B1-1：調査地点番号 9地点

□：統合した単位区画

- 油配管
- 油配管
- 通気管
- 電灯
- 給水、排水
- 動力

2

1

□ 【鉛 調査地点】

【埋設設備の無い区画】 2地点・・・A1-9 B1-7

【土壌調査】

- ・分析項目：鉛(溶出量・含有量)
- ・採取深度：0～0.05mおよび0.05～0.5mを均等混合

【旧配管・(S42)9.6KLタンク 考慮区画】 1地点・・・B1-8(2)

【土壌調査】

- ・分析項目：鉛(溶出量・含有量)
- ・採取深度：0～0.05mおよび0.05～0.5mを均等混合
- ：0.15～0.65mを均等混合
- ：2.3～2.8mを均等混合

【旧配管・(S34)7.2KLタンク 考慮区画】 1地点・・・B1-1

【土壌調査】

- ・分析項目：鉛(溶出量・含有量)
- ・採取深度：0～0.05mおよび0.05～0.5mを均等混合
- ：0.15～0.65mを均等混合
- ：2.8～3.3mを均等混合

【(S36)9.6KLタンク 考慮区画】 1地点・・・B1-1

【土壌調査】

- ・分析項目：鉛(溶出量・含有量)
- ・採取深度：0～0.05mおよび0.05～0.5mを均等混合
- ：2.4～2.9mを均等混合

【旧配管・(S34)7.2KLタンク・(S36)9.6KLタンク・(S49)廃油タンク 考慮区画】 1地点・・・B1-9(1)

【土壌調査】

- ・分析項目：鉛(溶出量・含有量)
- ・採取深度：0～0.05mおよび0.05～0.5mを均等混合
- ：0.15～0.65mを均等混合
- ：1.0m(追加調査)
- ：1.8～2.3mを均等混合
- ：2.4～2.9mを均等混合
- ：2.8～3.3mを均等混合

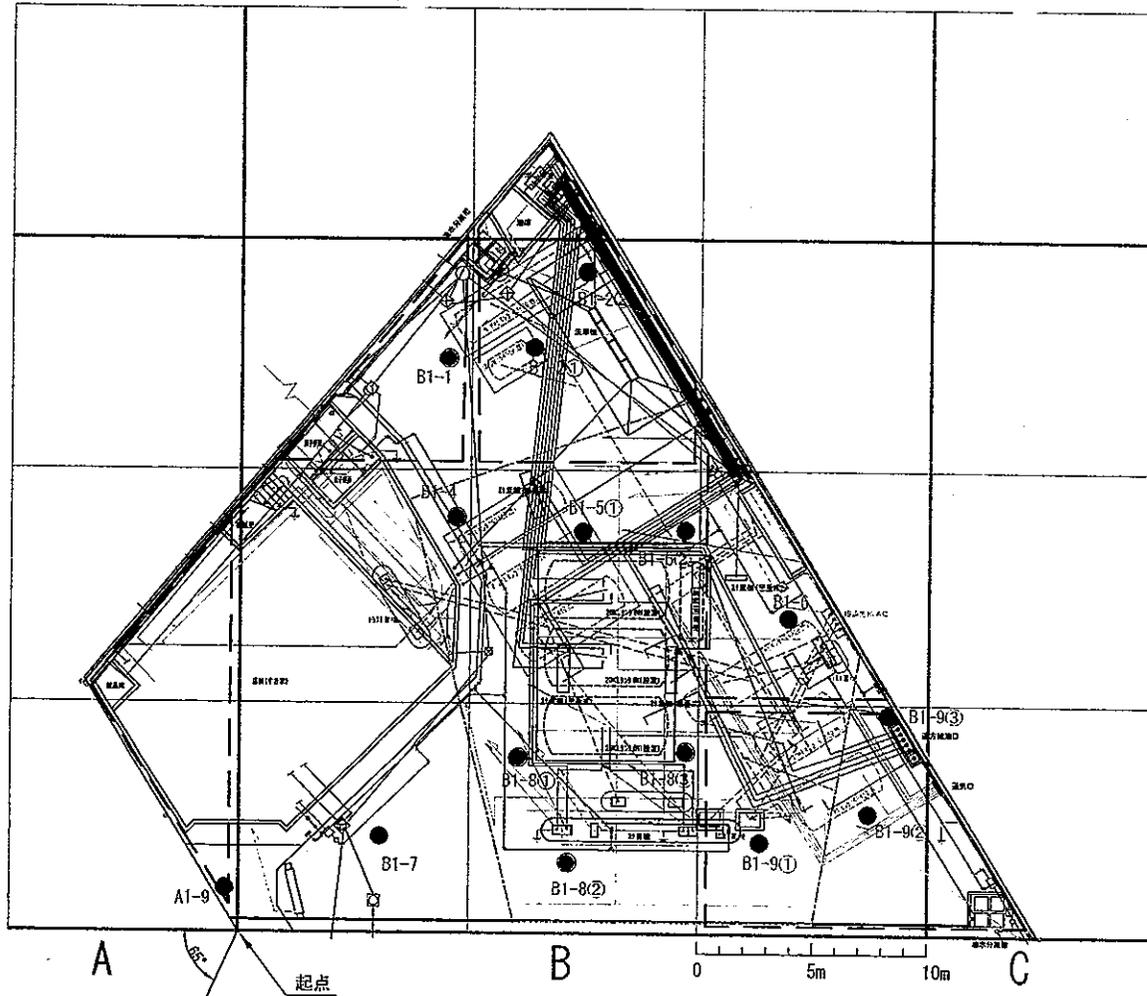
【旧配管・(S34)7.2KLタンク・(S42)9.6KLタンク 考慮区画】 1地点・・・B1-9(1)

【旧配管・(S42)9.6KLタンク・(S54)10KLタンク 考慮区画】 2地点・・・B1-6 B1-9(2)

【土壌調査】

- ・分析項目：鉛(溶出量・含有量)
- ・採取深度：0～0.05mおよび0.05～0.5mを均等混合
- ：0.15～0.65mを均等混合
- ：2.3～2.8mを均等混合
- ：2.8～3.3mを均等混合

調査機関		名称
グリーンサーチ株式会社		DD永代通り店跡地 土壌汚染状況調査
		図面名称
		図4.4 調査計画図(鉛)



2

1

調査地点	ベンゼン (vol ppm)
A1-9	不検出
B1-1	不検出
B1-2①	不検出
B1-2②	不検出
B1-4	不検出
B1-5①	不検出
B1-5②	不検出
B1-6	不検出
B1-7	不検出
B1-8①	不検出
B1-8②	不検出
B1-8③	不検出
B1-9①	不検出
B1-9②	不検出
B1-9③	不検出

不検出：定量下限値未満(ベンゼン0.05vol ppm)

30m格子での各区画番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

- ※標準断面図使用：配管、旧配管
- ※断面図使用：廃油タンク、地下タンク
- ※配管・旧配管底面直下の深度：0.15m
- ※(S34)7.2KLタンク底面直下の深度：2.8m
- ※(S36)9.6KLタンク底面直下の深度：2.4m
- ※(S42)9.6KLタンク底面直下の深度：2.3m
- ※(S49)廃油タンク底面直下の深度：1.8m
- ※(S54)10KLタンク底面直下の深度：2.8m
- ※(H2)廃油タンク底面直下の深度：2.3m
- ※(H2)20KLタンク底面直下の深度：3.6m

給油所面積：793.86㎡ (CADより)

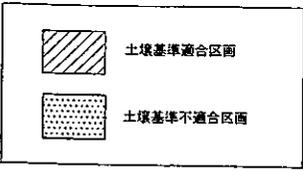
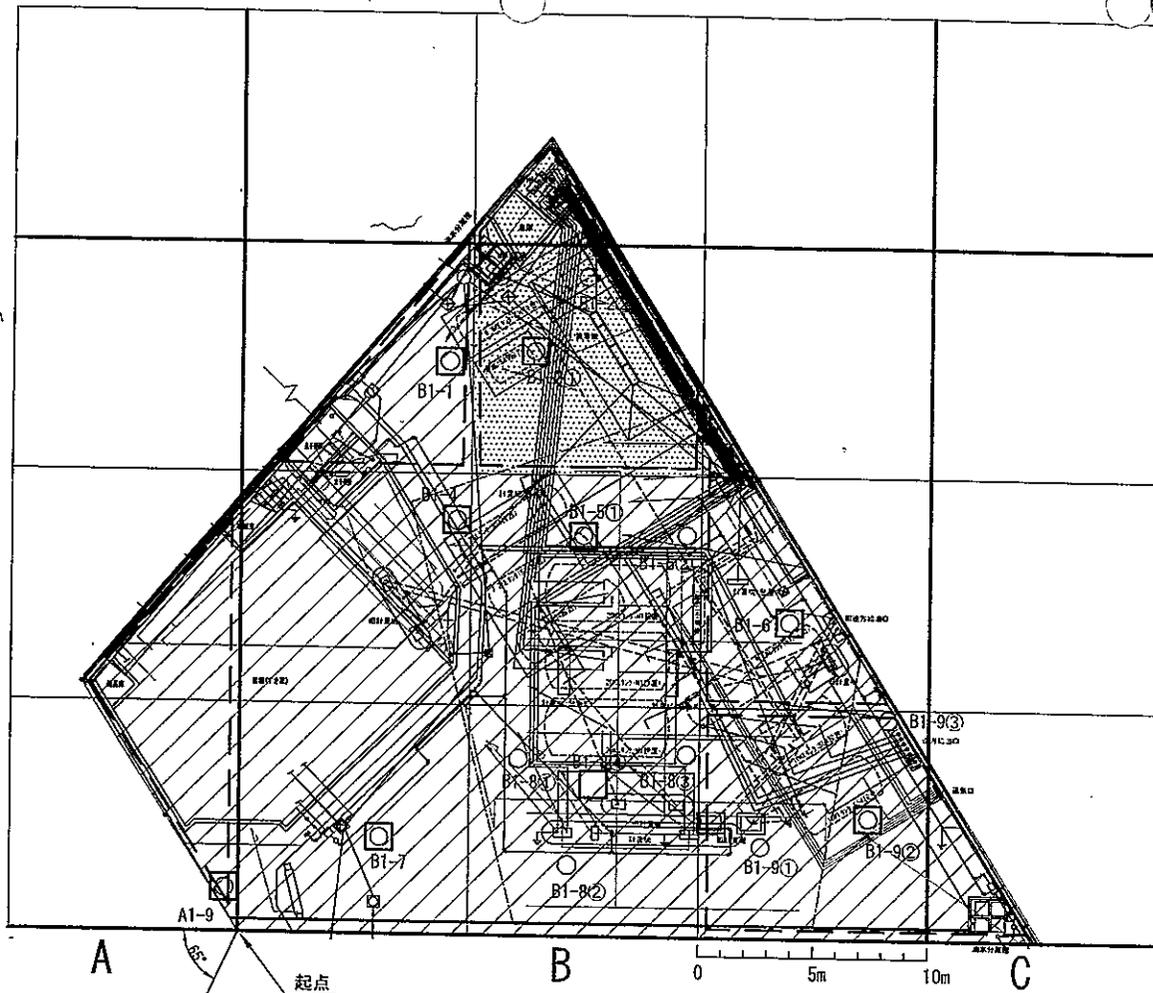
SS開所年月日：1959年07月01日
全面改造年月日：1990年04月01日

B1-1：調査地点番号 16地点

□：統合した単位区画

- 油配管
- 油配管
- 通気管
- 電灯
- 給水、排水
- 動力

調査機関		名称	
グリーンサーチ株式会社		DD永代通り店跡地 土壌汚染状況調査	
		図面名称	
		図6 土壌ガス調査 結果図(ベンゼン)	



調査地点	種別	調査深度	鉛	
			溶出量 (mg/L)	含有量 (mg/kg)
A1-9	土壌	0-0.05mおよび0.05-0.5m	< 0.001	15
B1-1	土壌	0-0.05mおよび0.05-0.5m	< 0.001	72
		2.4-2.9m	< 0.001	< 10
B1-2①	土壌	0-0.05mおよび0.05-0.5m	0.006	140
		0.15-0.65m	0.006	350
		1.0m		110
		1.8-2.3m	< 0.001	23
		2.4-2.9m	< 0.001	< 10
B1-4	土壌	2.8-3.3m	< 0.001	< 10
		0-0.05mおよび0.05-0.5m	< 0.001	27
		0.15-0.65m	< 0.001	13
B1-5①	土壌	2.8-3.3m	< 0.001	< 10
		0-0.05mおよび0.05-0.5m	< 0.001	39
B1-5②	土壌	0.15-0.65m	< 0.001	39
		2.3-2.8m	< 0.001	34
		2.8-3.3m	< 0.001	14
B1-6	土壌	0-0.05mおよび0.05-0.5m	< 0.001	< 10
		0.15-0.65m	< 0.001	12
		2.3-2.8m	< 0.001	11
B1-7	土壌	2.8-3.3m	< 0.001	< 10
		0-0.05mおよび0.05-0.5m	< 0.001	32
B1-8①	土壌	0-0.05mおよび0.05-0.5m	< 0.001	10
		0.15-0.65m	< 0.001	18
		2.3-2.8m	< 0.001	30
B1-9②	土壌	0-0.05mおよび0.05-0.5m	0.003	35
		0.15-0.65m	0.001	33
		2.3-2.8m	0.002	< 10
		2.8-3.3m	< 0.001	< 10
		基準値	0.01以下	150以下

※表中の赤字は基準不適合を示す。

30m格子での各区画番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

- ※標準断面図使用：配管、旧配管
- ※断面図使用：廃油タンク、地下タンク
- ※配管・旧配管底面直下の深度：0.15m
- ※(S34)7.2KLタンク底面直下の深度：2.8m
- ※(S36)9.6KLタンク底面直下の深度：2.4m
- ※(S42)9.6KLタンク底面直下の深度：2.3m
- ※(S49)廃油タンク底面直下の深度：1.8m
- ※(S54)10KLタンク底面直下の深度：2.8m
- ※(H2)廃油タンク底面直下の深度：2.3m
- ※(H2)20KLタンク底面直下の深度：3.6m

給油所面積：793.86㎡ (CADより)

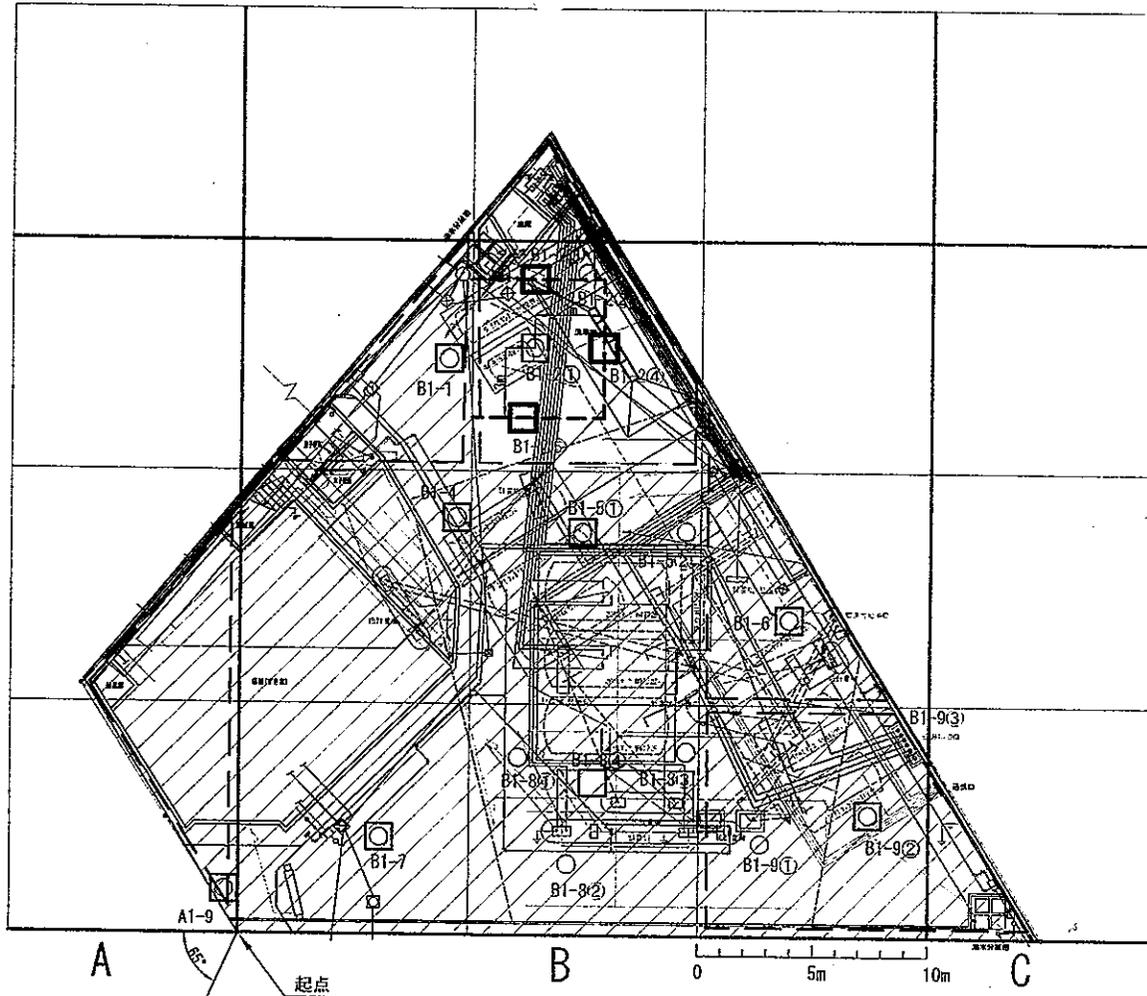
SS閉所年月日：1959年07月01日
全面改造年月日：1990年04月01日

B1-1：調査地点番号 9地点

□：統合した単位区画

- 油配管
- 油配管
- 通気管
- 電灯
- 給水、排水
- 動力

調査機関		名称	
グリーンサーチ株式会社		DD永代通り店跡地 土壌汚染状況調査	
		図名	
		図8 土壌調査 結果図 (鉛)	



2

土壤基準適合区画

1

【鉛 調査地点】
 【旧配管・(S34)7.2KLタンク・(S36)9.6KLタンク・(S49)廃油タンク 考慮区画】
 3地点・・・B1-2(3) B1-2(4) B1-2(5)
 【土壤調査】
 ・分析項目：鉛(含有量)
 ・採取深度：0～0.05mおよび0.05～0.5mを均等混合
 : 0.15～0.65mを均等混合
 : 1.0m

30m格子での各区画番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

給油所面積：793.86㎡ (CADより)

SS閉所年月日：1959年07月01日
 全面改造年月日：1990年04月01日

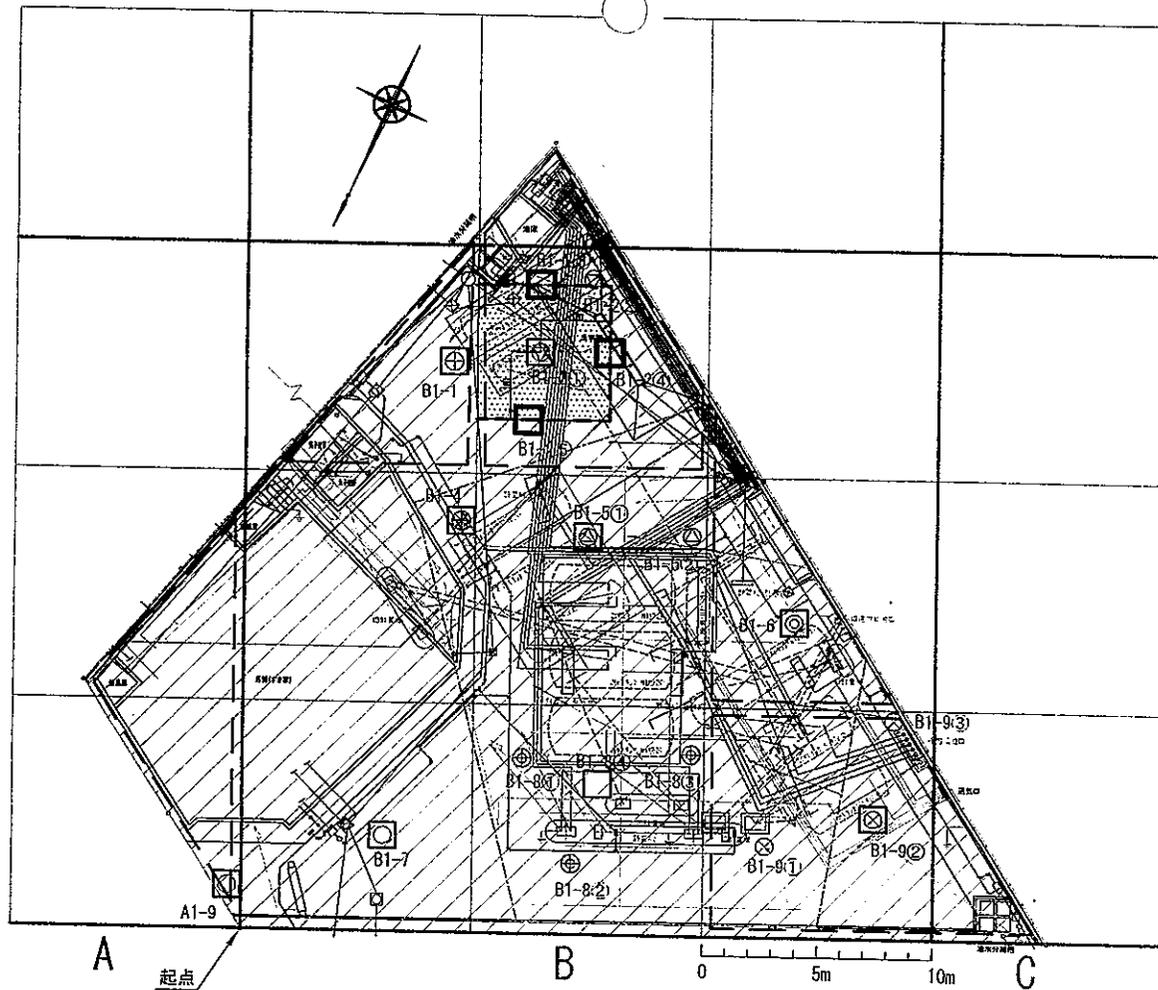
- 油配管
- 油配管
- 通気管
- 電灯
- 給水、排水
- 動力

B1-2(3)：調査地点番号 3地点

：統合した単位区画

- ※標準断面図使用：配管、旧配管
- ※断面図使用：廃油タンク、地下タンク
- ※配管・旧配管底面直下の深度：0.15m
- ※(S34)7.2KLタンク底面直下の深度：2.8m
- ※(S36)9.6KLタンク底面直下の深度：2.4m
- ※(S42)9.6KLタンク底面直下の深度：2.3m
- ※(S49)廃油タンク底面直下の深度：1.8m
- ※(S54)10KLタンク底面直下の深度：2.8m
- ※(H2)廃油タンク底面直下の深度：2.3m
- ※(H2)20KLタンク底面直下の深度：3.6m

調査機関		名称	
グリーンサーチ株式会社		D D 永代通り店跡地 土壤汚染状況調査	
図面名称		図9 調査計画図 「鉛(含有量) 汚染範囲絞り込み」	



2

1

30m格子での各区画番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

敷地面積：793.86㎡ (CADより)

SS閉断年月日：1959年07月01日
全面改定年月日：1990年04月01日

B1-2③：調査地点番号 3地点

□：統合した単位区画



土壤基準適合範囲(含有量)



土壤基準不適合範囲(含有量)

- 油配管
- 油配管
- 通気管
- 電灯
- 給水、排水
- 動力

- ※標準断面図使用：配管、旧配管
- ※標準断面図使用：配管、廃油タンク、10KLタンク
- ※配管-旧配管底面直下の深度：0.15m
- ※(S34)7.2KLタンク底面直下の深度：2.8m
- ※(S36)9.6KLタンク底面直下の深度：2.4m
- ※(S42)9.6KLタンク底面直下の深度：2.3m
- ※(S49)廃油タンク底面直下の深度：1.8m
- ※(S54)10KLタンク底面直下の深度：2.8m
- ※(H2)廃油タンク底面直下の深度：2.3m
- ※(H2)20KLタンク底面直下の深度：3.6m

調査地点	種別	調査深度	鉛	
			溶出量 (mg/L)	含有量 (mg/kg)
A1-9	土壌	0-0.05mおよび0.05-0.5m	< 0.001	15
B1-1	土壌	0-0.05mおよび0.05-0.5m	< 0.001	72
		2.4-2.9m	< 0.001	< 10
B1-2①	土壌	0-0.05mおよび0.05-0.5m	0.006	140
		0.15-0.65m	0.006	350
		1.0m		110
		1.8-2.3m	< 0.001	23
		2.4-2.9m	< 0.001	< 10
		2.8-3.3m	< 0.001	< 10
B1-4	土壌	0-0.05mおよび0.05-0.5m	< 0.001	27
		0.15-0.65m	< 0.001	13
		2.8-3.3m	< 0.001	< 10
B1-6①	土壌	0-0.05mおよび0.05-0.5m	< 0.001	39
		0.15-0.65m	< 0.001	39
		2.3-2.8m	< 0.001	34
		2.8-3.3m	< 0.001	14
B1-6	土壌	0-0.05mおよび0.05-0.5m	< 0.001	< 10
		0.15-0.65m	< 0.001	12
		2.3-2.8m	< 0.001	11
		2.8-3.3m	< 0.001	< 10
B1-7	土壌	0-0.05mおよび0.05-0.5m	< 0.001	32
B1-8④	土壌	0-0.05mおよび0.05-0.5m	< 0.001	10
		0.15-0.65m	< 0.001	18
		2.3-2.8m	< 0.001	30
B1-9②	土壌	0-0.05mおよび0.05-0.5m	0.003	35
		0.15-0.65m	0.001	33
		2.3-2.8m	0.002	< 10
		2.8-3.3m	< 0.001	< 10
基準値			0.01以下	150以下

※表中の赤字は基準不適合を示す。

調査地点	種別	調査深度	鉛	
			溶出量 (mg/L)	含有量 (mg/kg)
B1-2③	土壌	0-0.05mおよび0.05-0.5m		97
		0.15-0.65m		94
		1.0m		85
B1-2④	土壌	0-0.05mおよび0.05-0.5m		79
		0.15-0.65m		87
		1.0m		38
B1-2⑤	土壌	0-0.05mおよび0.05-0.5m	< 10	< 10
		0.15-0.65m	< 10	< 10
基準値			0.01以下	150以下

調査機関		名称
グリーンサーチ株式会社		ENEOS株式会社 DD永代通り店跡地 土壤汚染状況調査
		調査名称
		図10 土壤分析結果図 「鉛(含有量) 汚染範囲絞り込み」

別紙-1 汚染の状態を明らかにした図面

1-1. 件名

DD 永代通り店跡地 土壌改良工事

1-2. 場所

- ・住居表示：東京都中央区新川1丁目30-10
- ・地番表示：東京都中央区新川一丁目106番1、106番2、106番6
- ・敷地面積：793.57㎡（土地登記簿謄本より）、793.86㎡（CADより）
- ・敷地の現状：給油所解体撤去中

対象地の位置図を図 1-1に示す。

図 1-1 対象地の位置図 (株ゼンリン許諾番号：Z22BB 第3485号)

1-3. 土壤汚染状況調査

(1) 調査結果概要

当該敷地は給油所の廃止を契機として、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 116 条の規定により実施した土壤汚染状況調査の結果、鉛およびその化合物について土壤含有量基準不適合が確認された。

基準不適合が確認された地点は B1-2①の 1 地点であり、土壤含有量（鉛）は深度で 0.15m～0.65m で 350mg/kg であった。なお、追加調査により B1-2③、B1-2④、B1-2⑤の 3 地点で基準適合を確認し、汚染範囲の絞り込みが行われた。

土壤調査結果を 図 1-2 に、基準不適合地点（B1-2①）の土質柱状図を 図 1-3 に示す。

(2) 基準不適合物質

鉛およびその化合物（土壤含有量）

(3) 基準不適合物質の基準値

東京都環境確保条例 汚染土壤処理基準（含有量）鉛およびその化合物 150mg/kg

別紙-2 措置の方法・施工計画

2-1. 計画の概要

対策範囲	対策面積：34.8 m ² ※要管理区域面積：104.04 m ²
汚染土量	掘削土量：34.8m ³
対策方法	全量掘削除去（購入土壌により埋戻し）
完了確認	測量および写真撮影による出来開確認を実施
汚染土壌搬出先	東京都大田区城南島三丁目2番11号 成友興業株式会社 城南島第二工場（浄化等処理施設、分別等処理施設）
工期	2023年 3月6日から2023年 3月24日まで

※：絞り込み調査の結果、対策面積は34.8 m²となった。

2-2. 施工フロー

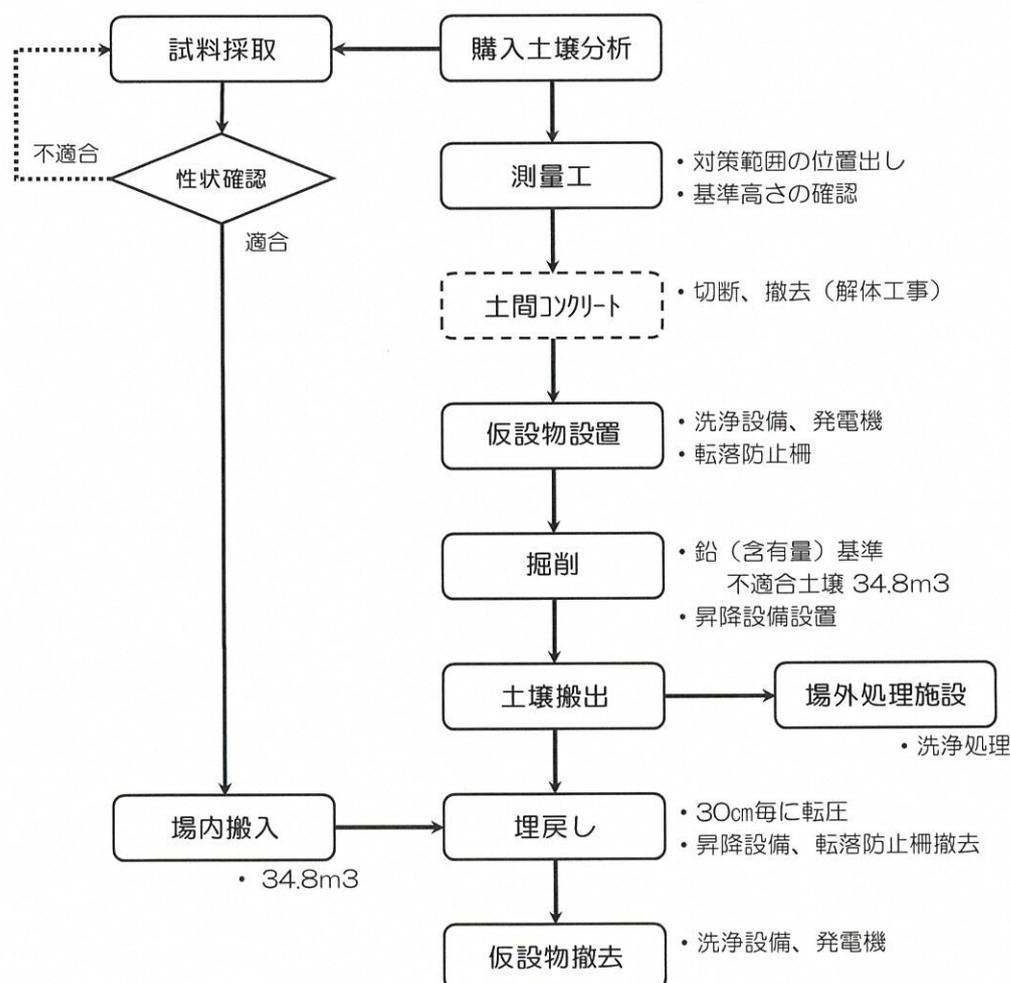


図2-1 施工フロー図

2-3. 施工者

株式会社NIPPON関東建築支店 SS 建築工事事務所

所在地：東京都品川区東品川3-32-34

電話番号：03-3474-1621

2-4. 施工計画

(1) 準備工

①土壌試料（サンプル）採取

処理施設による受入れ可否判定を目的として事前に汚染土壌のサンプルを採取し、予定処分先へ送付する。なお、受入分析により受け入れ不可となる場合は土壌の処分先を変更する必要が生じ、工事の着手を延期する場合がある。

場外搬出処分により不足する埋戻し材として使用予定の購入土壌（自然地盤の土壌（山砂））について、採取試料を分析機関へ送付し、購入土壌分析により管理基準に適合することを事前確認する。

②測量工

現地において土壌調査時に設定した起点より本工事の対策範囲の平面的位置の測量を行い、対策区画の明示及び確認を行う。

必要に応じて控えの位置に鉋などの印をつける。さらにレベル測量により高さ（標高）の測定を行い、対策を実施する単位区画に土壌調査時の土壌表面高さで丁張りを設置する。（実際には仮の一定数値を加算して丁張りを設置する。）これらの起点・ KBM・丁張り等は、写真撮影し記録に残す。

(2) 仮設工

①仮囲い設置

土壌の飛散防止を目的に第三者の立入防止および安全管理のために、解体工事業者が工事範囲外周に設置した仮囲いを本工事期間中も継続して利用する。仮設計画図を図2-2に示す。

②既設土間コンクリートの利用

土壌の積込みは土間コンクリートの上で行う。積込みの際、土間コンクリート上に落下した土壌は随時、ほうき等で掃き集めてタイヤに付着することのないように努める。

③仮設事務所・トイレ設置

解体工事業者が設置した仮設事務所および仮設トイレを本工事期間中も継続して利用する。

(3) 土留め工

①簡易土留め設置撤去

汚染土壌を掘削するにあたり、掘削部の外周に簡易土留め（単管+コンパネ）を設置する。

②開口部単管手摺設置

掘削開口部への転落防止措置として、掘削から埋戻し完了までの期間は開口部周囲に転落防止柵を設置する。

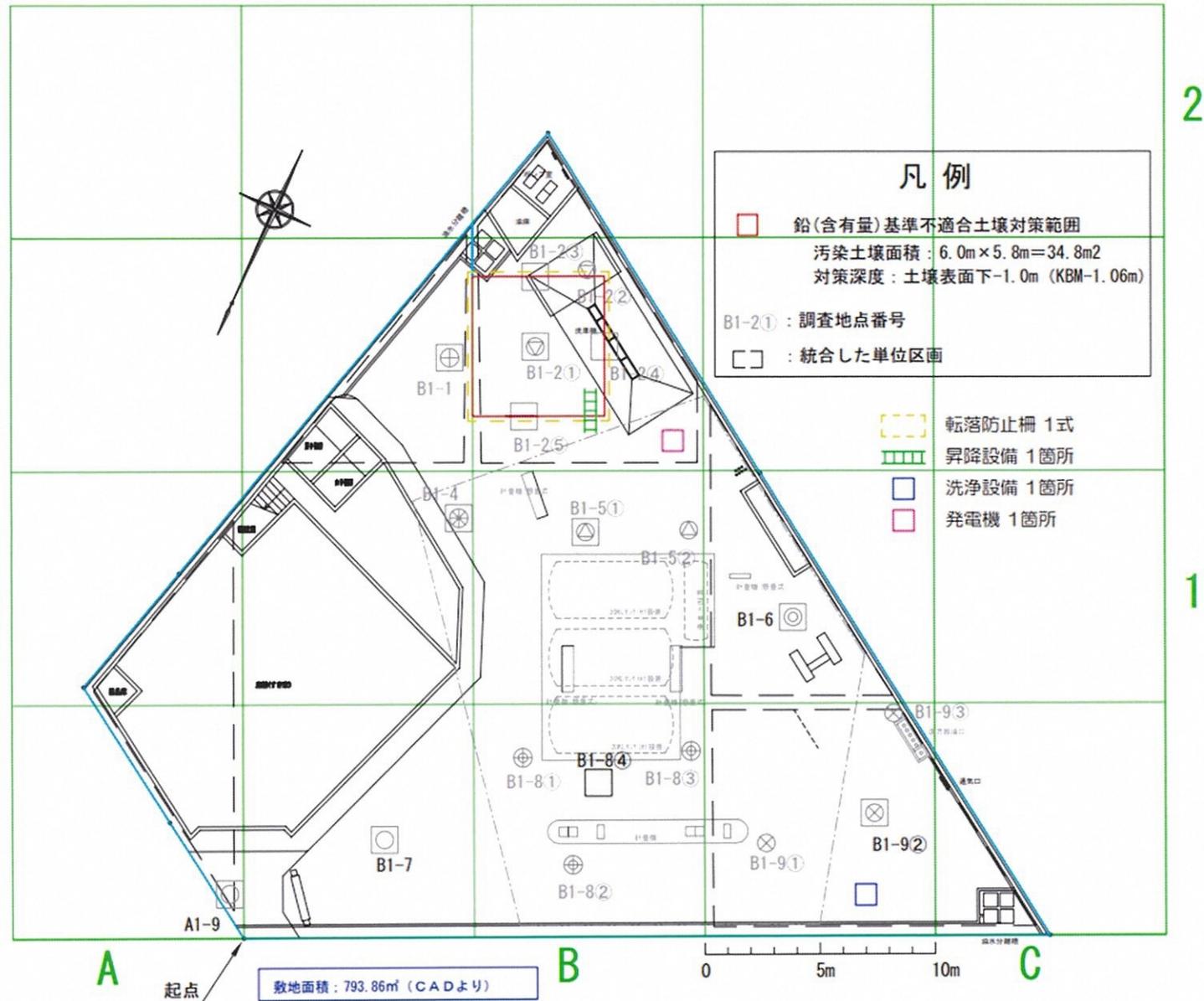


図 2-2 仮設計画図

(4) 土壌掘削・積込運搬

①土壌掘削

鉛（含有量）基準不適合土壌（以下、汚染土壌）は、管理基準に適合することが確認されている土壌表面下-1.0m まで掘削する。なお、事前の調査結果より、掘削深度以浅に地下水位は確認されていない。

②積込運搬

掘削した汚染土壌は、10t ダンプトラックに積込み運搬する。運搬時は土壌の飛散を防止するため、荷台をシートで覆い運搬する。

汚染土壌を搬出する際には運搬車輛 1 車毎に土壌運搬管理票（以下、管理票）を交付し、運搬過程における不適切な荷降ろし（不法投棄等）が行われていないことを確認する。

表 2-1 計画掘削深度

掘削範囲	基準とする 土壌表面高さ	対策深度	汚染土壌 掘削標高（高さ）
	KBM ±m	土壌表面下 -m	KBM ±m
B1-2①	KBM-0.06m	土壌表面下-1.0m	KBM-1.06m

(5) 汚染土壌の処理

汚染土壌の処理は、土壌汚染対策法第 22 条第 1 項の許可を受けた下記の施設にて行う。

- ・汚染土壌処理施設に係る事業場の名称 : 成友興業株式会社 城南島第二工場
- ・汚染土壌処理施設の設置の場所 : 東京都大田区城南島三丁目 2 番 11 号
- ・許可番号 : 第 01310010003 号

(6) 埋戻し（購入土壌）

土壌掘削後、場外搬出処分により不足した埋戻し材には購入土壌（自然地盤の土壌（山砂））を使用して埋戻しを行う。購入土壌は事前分析し、基準適合した土壌を使用する。埋戻しの一層の仕上げ厚さは 30cm 程度とし、多層転圧とすることで、埋戻し後の沈下を最小限にする。

(7) 汚染土壌を除去した後の要管理区域での地中障害物等の撤去

対策範囲の汚染土壌を掘削除去・購入土壌で埋戻し後、汚染土壌がない状態での要管理区域内の地中障害物等の撤去を行う。範囲を図 2-3 に示す

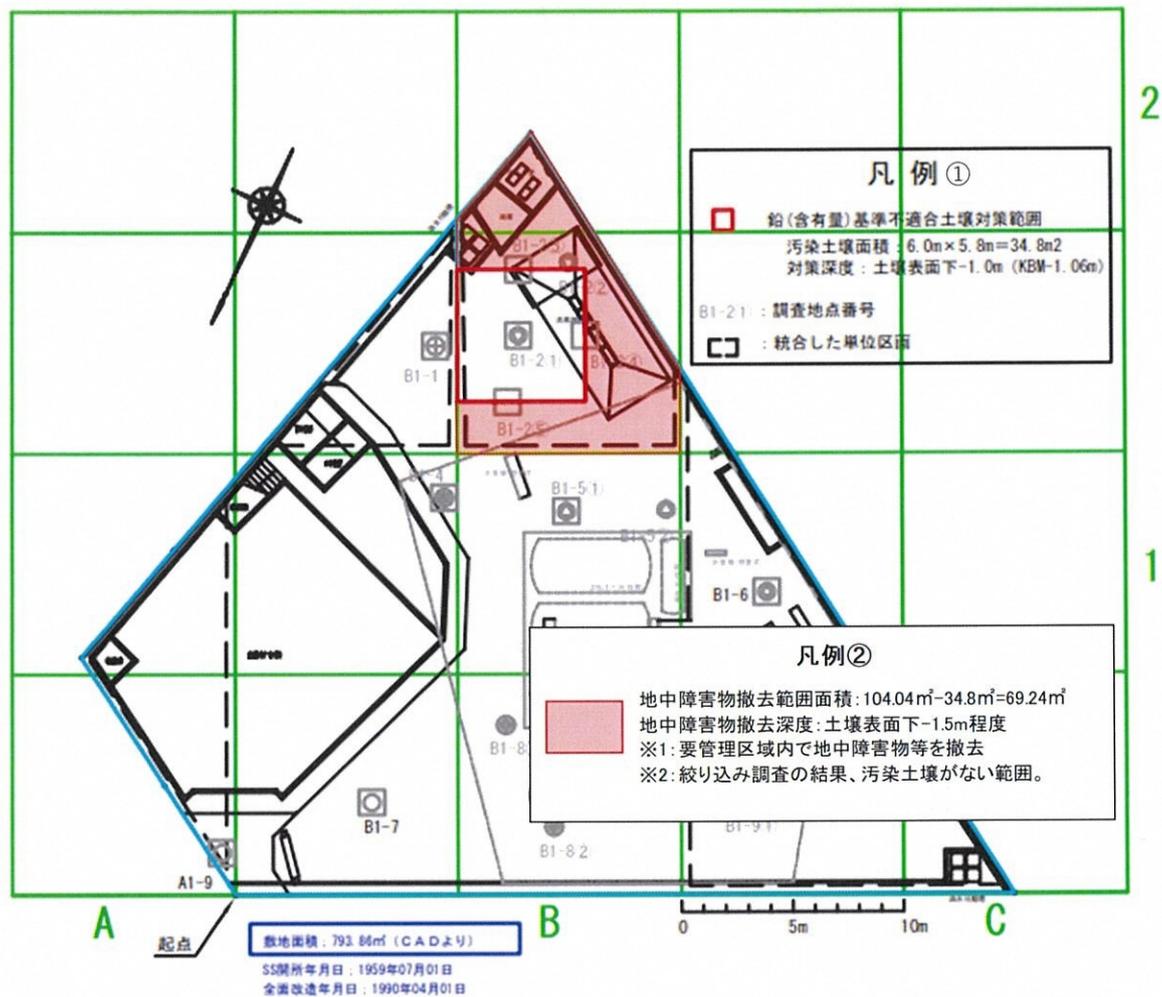


図 2-3 要管理区域内で地中障害物等を撤去しようとする場所を明らかにした図面

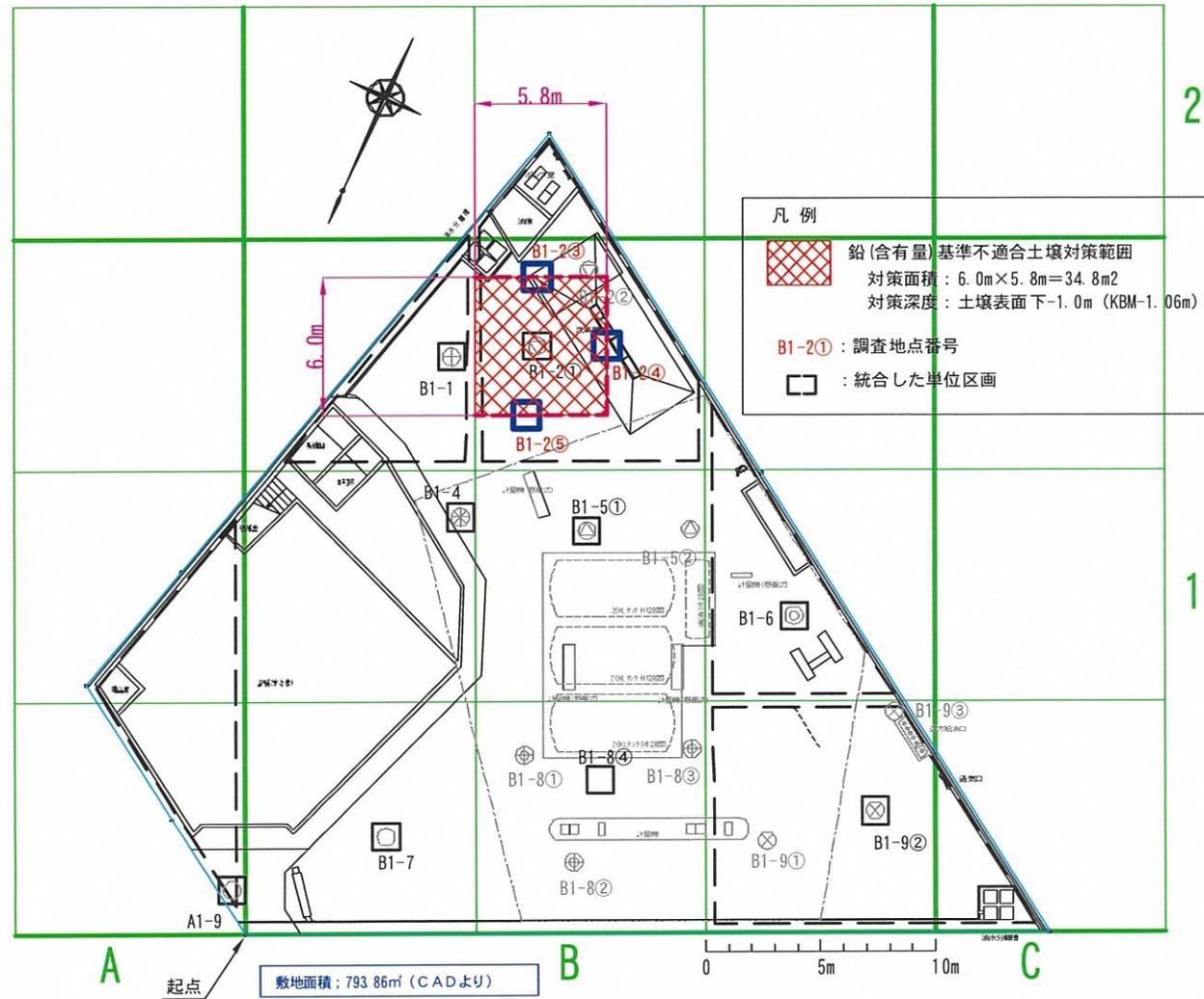


図3-1 対策範囲平面図

表 3-2 対策土量計算表 (断面図)

対策エリア		対象物質：鉛	
調査地点			B1-2①
深 度		標高表示 上段：最高値 下段：最低値	KBM-0.06
土壌表面標高			KBM-0.06
基準高さ			KBM-0.06
対策上端標高 (計画)		赤字は管理値	KBM-0.06
対策下端標高 (計画)			KBM-1.06
0.0		▽KBM-0.06	
0.15			
0.5			
0.65			
1.0		△KBM-1.06	
2.0			▽GL-1.65m
2.8			
3.0			
3.3			
4.0			
土壌対策物質			鉛(含有量)
地下水対策物質			—
面積計算			6.0m×5.8m
対策面積(m ²)			34.8
基準不適合土壌 (鉛(含有量)一部油分を含む)			
上端深度(土壌表面-m)			0.0
下端深度(土壌表面-m)			1.0
土壌厚(m)			1.0
タンク控除			0.0
対象土量(m ³)			34.8

凡 例

【土壌】

■ 鉛(含有量) 基準不適合

□ 鉛(含有量) 基準適合

【地下水】

▽GL-0.00m 水位(油層なし)

▽GL-0.00m 水位(油層あり)

別紙-7 措置完了後の状況を明らかにした図面

措置完了後の対象地の状況を示した平面図を、図7-1に示す。敷地は碎石敷きと周囲に立入禁止のための木柵+ロープを設置する。

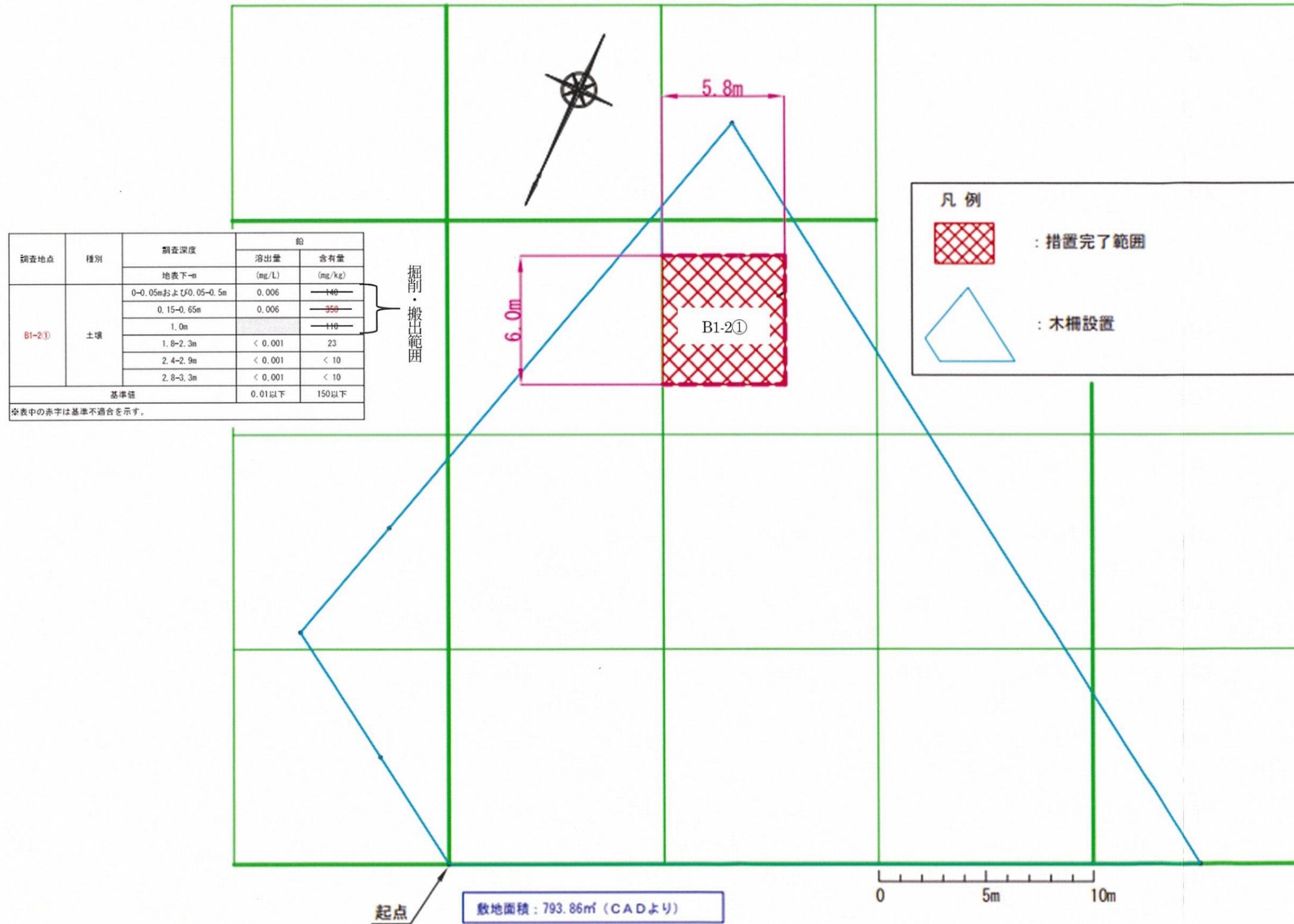


図7-1 措置完了後の対象地平面図

添付書類-1 汚染除去等の措置計画と実施の相違点一覧

	計画内容	実施内容	変更の有無	変更理由
対策範囲	対策面積 34.8㎡	対策面積 35.29㎡ (+0.49㎡)	あり	幅に一部変更があったため。
掘削土量 掘削深度	掘削土量 34.8㎡ 掘削深度 1.00m	掘削土量 35.6㎡(+0.8㎡) 掘削深度 1.01m(+0.01m)	あり	幅・掘削深度に一部変更があったため。
対策方法	掘削除去	掘削除去	なし	
完了確認	汚染土壌除去の掘削出来形確認	汚染土壌除去の掘削出来形確認	なし	
汚染土搬出先	名称:成友興業株式会社 城南島第二工場 所在地:東京都大田区城南島3丁目2-11	名称:成友興業株式会社 城南島第二工場 所在地:東京都大田区城南島3丁目2-11	なし	
工事工期	2023年2月24日～2023年3月31日	2023年3月6日～2023年3月16日	あり	解体工事の進捗に合わせたため
環境保全対策	・粉塵、土壌の拡散または流出の防止 ・騒音対策 ・振動対策 ・近隣への周知計画	・粉塵、土壌の拡散または流出の防止 ・騒音対策 ・振動対策 ・近隣への周知計画	なし	
その他 (工事施工者所在地)	東京都品川区東品川3-32-34 TEL:03-3474-1621 FAX:03-3474-1622	東京都台東区北上野2-23-5 TEL:03-4582-1050 FAX:03-4582-1057	あり	事務所移転のため

別紙-2 汚染拡散防止対策実施範囲

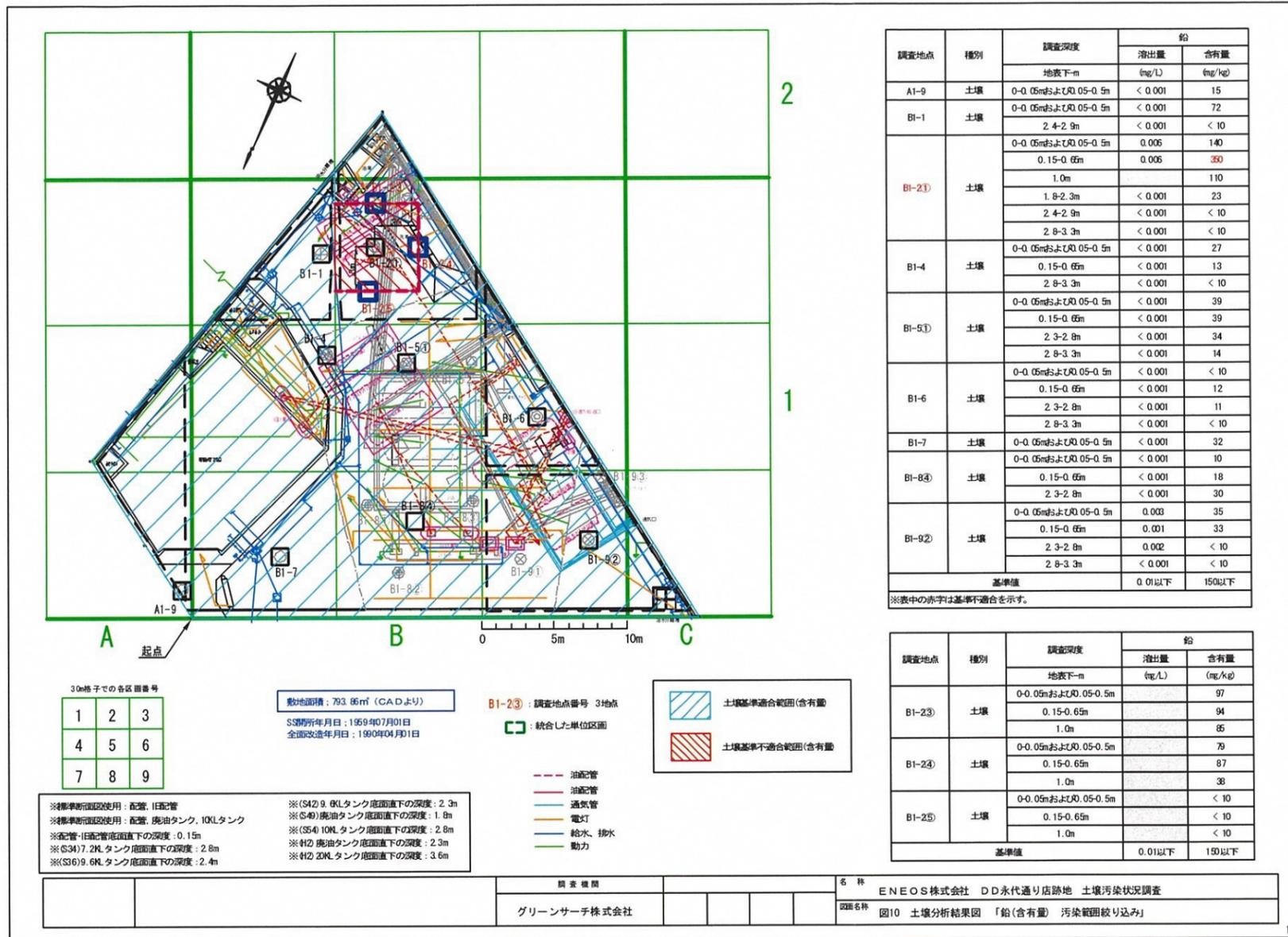


図2-1 土壌調査結果 (鉛およびその化合物)

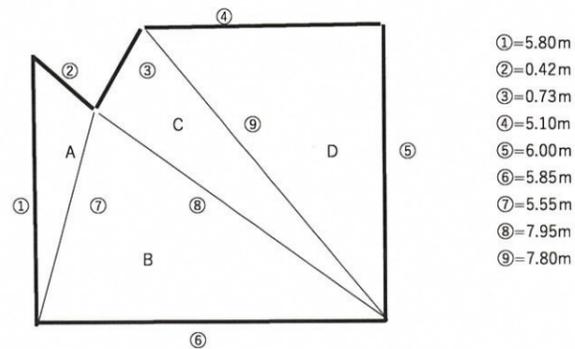
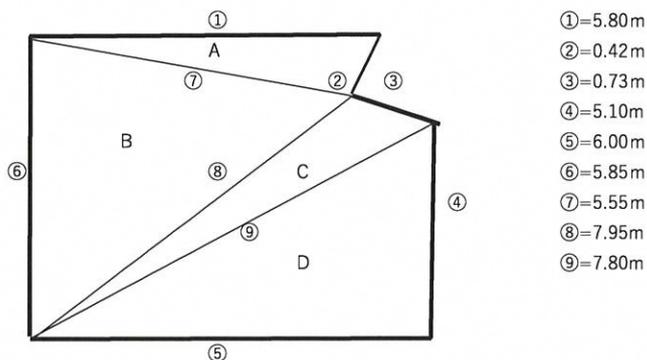


図2-2 実施範囲の拡大図

表 2-1 実施範囲の出来形結果

番号	区画	計画対策深度	掘削面積		出来形面積計算	対策厚さ	対策土量
		m	m ²		m×m		
1	A	土壌表面-0.00m~-1.00m					
			実施	0.957	①=5.80 ②=0.42 ⑦=5.55		
2	B	土壌表面-0.00m~-1.00m	計画				
			実施	16.227	⑥=5.85 ⑦=5.55 ⑧=7.95		
3	C	土壌表面-0.00m~-1.00m	計画				
			実施	2.810	③=0.73 ⑧=7.95 ⑨=7.80		
4	D	土壌表面-0.00m~-1.00m	計画				
			実施	15.297	④=5.10 ⑤=6.00 ⑨=7.80		
		対策土量 計	計画	34.8		1.00	34.8
			実施	35.29		1.01	35.6



番号	区画	実施対策深度	実施対策土壌厚	対策の基準とする土壌表面高さ	基準適合土壌の掘削底面高さ		基準不適合土壌(場外処分)の掘削底面高さ
		m			m	KBM- m	
1	1	土壌表面-0.00~-1.01	1.01	-0.06	計画		-1.06
					実施		-1.07
		H1=1.00 H2=1.00 H3=1.01 H4=1.02 H5=1.01					

別紙-3 汚染拡散防止の方法

3-1. 実施の概要

対策範囲	対策面積(計画): 34.8㎡ 要管理区域面積: 104.04㎡ 対策面積(実施): 35.29㎡ ※:
汚染土量	掘削土量(計画): 34.8m ³ 掘削土量(実施): 35.6m ³ ※
対策方法	全量掘削除去(購入土壌により埋戻し)
完了確認	測量および写真撮影による出来形確認を実施
汚染土壌搬出先	東京都大田区城南島三丁目2番11号 成友興業株式会社 城南島第二工場(浄化等処理施設、分別等処理施設)
工期	2023年 3月6日から2023年 3月24日まで

※: 対策面積(実施)と掘削土量(実施)の根拠は別紙4を参照。

3-2. 施工フロー

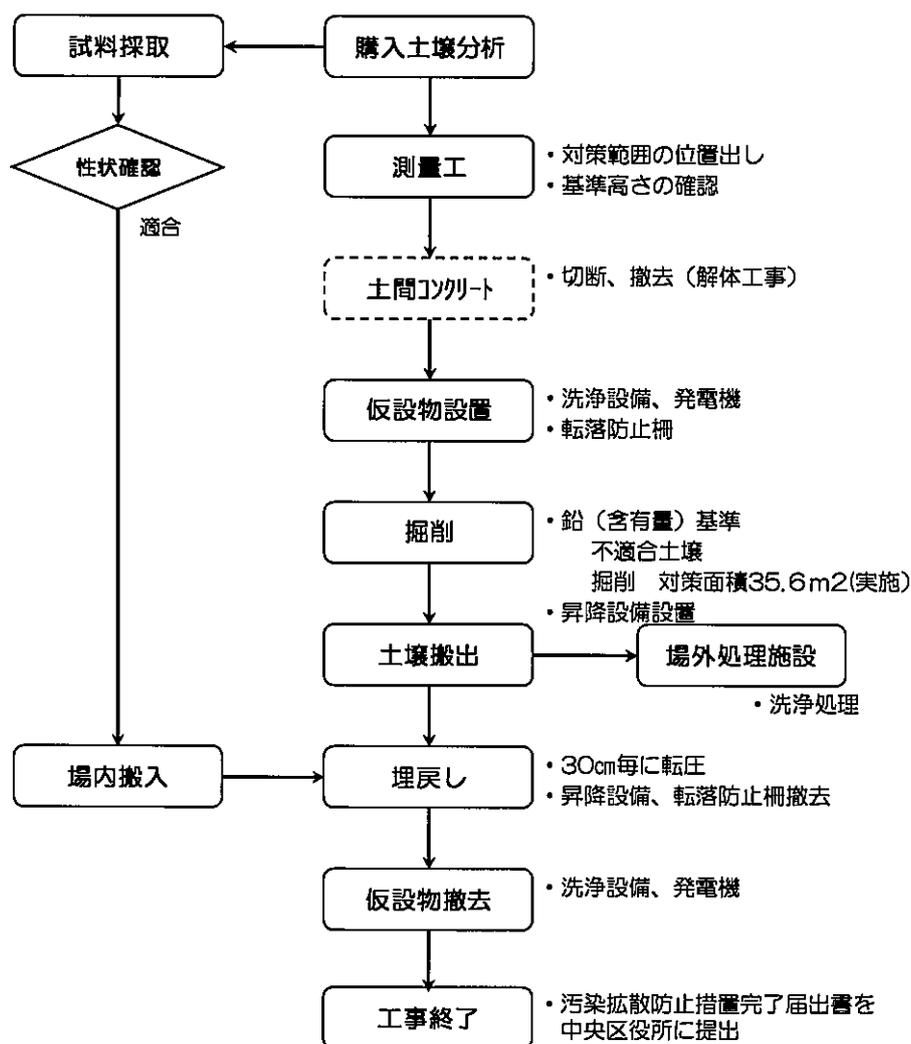


図3-1 施工フロー図

3-3. 施工者

株式会社NIPPON 関東建築支店 SS 建築工事事務所

所在地 : 東京都台東区北上野 2-23-5

電話番号 : 03-4582-1050

3-4. 施工内容

(1) 準備工

① 土壌試料 (サンプル) 採取

処理施設による受入れ可否判定を目的として事前に汚染土壌のサンプルを採取し、予定処分先へ送付した。

場外搬出処分により不足する埋戻し材として使用予定の購入土壌 (自然地盤の土壌 (山砂)) について、採取試料を分析機関へ送付し、購入土壌分析により管理基準に適合することを事前確認した。

② 測量工

現地において土壌調査時に設定した起点より本工事の対策範囲の平面的位置の測量を行い、対策区画の明示及び確認を行った。

必要に応じて控えの位置に鉋などの印をつける。さらにレベル測量により高さ (標高) の測定を行い、対策を実施する単位区画に土壌調査時の土壌表面高さで丁張りを設置した。

(2) 仮設工

① 仮囲い設置

土壌の飛散防止を目的に第三者の立入防止および安全管理のために、解体工事業者が工事範囲外周に設置した仮囲いを本工事期間中も継続して利用した。仮設実施図を 図 2-2 に示す。

② 既設土間コンクリートの利用

土壌の積込みは土間コンクリートの上で行う。積込みの際、土間コンクリート上に落下した土壌は随時、ほうき等で掃き集めてタイヤに付着することのないように努めた。

③ 仮設事務所・トイレ設置

解体工事業者が設置した仮設事務所および仮設トイレを本工事期間中も継続して利用した。

(3) 土留め工

① 簡易土留め設置撤去

汚染土壌を掘削するにあたり、掘削部の外周に簡易土留め (単管+コンパネ) を設置した。

② 開口部単管手摺設置

掘削開口部への転落防止措置として、掘削から埋戻し完了までの期間は開口部周囲に転落防止柵を設置した。

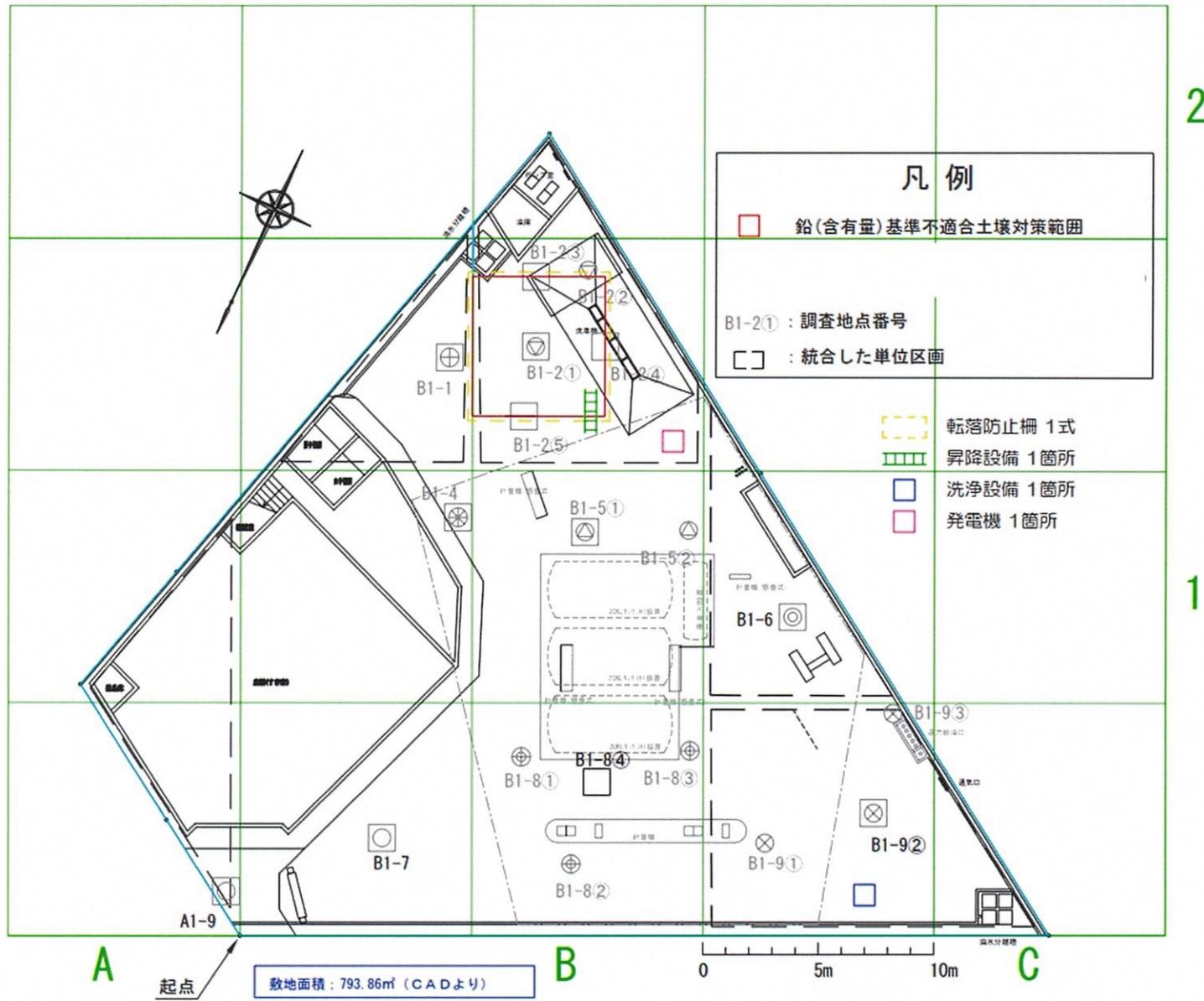


図3-2 仮設実施図

(4) 土壌掘削・積込運搬

①土壌掘削

鉛(含有量)基準不適合土壌(以下、汚染土壌)は、管理基準に適合することが確認されている土壌表面下-1.0mまで掘削した。

②積込運搬

掘削した汚染土壌は、10t ダンプトラックに積込み運搬する。運搬時は土壌の飛散を防止するため、荷台をシートで覆い運搬した。

汚染土壌を搬出する際には運搬車両1車毎に土壌運搬管理票(以下、管理票)を交付し、運搬過程における不適切な荷降ろし(不法投棄等)が行われていないことを確認した。

表 3-1 実施掘削深度

掘削範囲	基準とする 土壌表面高さ	対策深度	汚染土壌 掘削標高(高さ)
	KBM ±m	土壌表面下 -m	KBM ±m
B1-2①	KBM-0.06m	(計画)土壌表面下-1.00m (実施)土壌表面下-1.01m	(計画)KBM-1.06m (実施)KBM-1.07m

(5) 汚染土壌の処理

汚染土壌の処理は、土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた下記の施設にて行った。

- ・汚染土壌処理施設に係る事業場の名称 : 成友興業株式会社 城南島第二工場
- ・汚染土壌処理施設の設置の場所 : 東京都大田区城南島三丁目2番11号
- ・許可番号 : 第01310010003号

(6) 埋戻し(購入土壌)

土壌掘削後、場外搬出処分により不足した埋戻し材には購入土壌(自然地盤の土壌(山砂))を使用して埋戻しを行った。購入土壌は事前分析し、基準適合した土壌を使用した。埋戻しの一層の仕上げ厚さは30cm程度とし、多層転圧とすることで、埋戻し後の沈下を最小限にした。

2-4. 施工管理

(1) 工程管理

- ①計画工程表により管理した。
- ②各工種の実作業量を把握し、計画作業量を維持するための労務・機械等の配置を検討した。

(2) 緊急時の連絡体制

本工事の実施にあたり遵守事項を実行し、事故防止に努め、災害は発生しなかった。

別紙-4 完了確認及び搬出先

○完了確認

4-1. 対策範囲

鉛およびその化合物について、土壌含有量基準不適合が確認されている調査対象地内の汚染土壌を掘削除去により対策を実施した。ただし、対策範囲内に埋設物(油水分離槽の一部)があったため、その部分は対策範囲から除いた。汚染拡散防止対策範囲を図 4-1 に示す。

(1) 平面方向の範囲

B1-2①区画のうち、絞込み調査により基準適合が確認された3地点(B1-2③、B1-2④、B1-2⑤)の内側の範囲を平面方向の対策範囲とした。

《対策範囲の面積(計画): $6.0\text{m} \times 5.8\text{m} = 34.8\text{m}^2$ 》

《対策範囲の面積(実施): 35.29m^2 》

(2) 深度方向の範囲

基準不適合深度は表層～土壌表面下-0.5mの1深度であり、土壌表面下-1.0、-2.0mでは基準適合が確認されている。このことから土壌表面下-1.0mまでを対策深度範囲とする。

《対策深度範囲(計画): 土壌表面下 $\pm 0.0\text{m}$ ～土壌表面下-1.0mの厚さ $t=1.0\text{m}$ 》

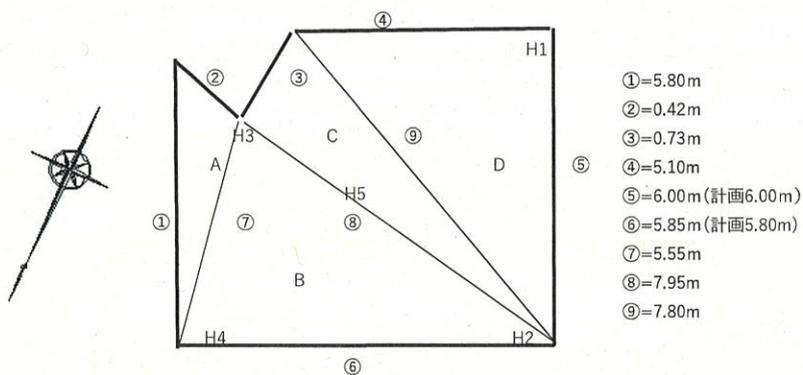
《対策深度範囲(実施): 土壌表面下 $\pm 0.0\text{m}$ ～土壌表面下-1.01mの厚さ $t=1.01\text{m}$ 》

4-2. 対策数量

対策数量表を表 4-1・表 4-2 に、対策土量計算表を表 4-3 に示す。

表 4-1 対策数量表 (平面) ※ヘロンの公式から算出

番号	区画	計画対策深度	掘削面積		出来形面積計算	対策厚さ	対策土量
		m	m ²		m×m		
1	A	土壌表面-0.00m~-1.00m	計画				
			実施	0.957	①=5.80 ②=0.42 ⑦=5.55		
2	B	土壌表面-0.00m~-1.00m	計画				
			実施	16.227	⑥=5.85 ⑦=5.55 ⑧=7.95		
3	C	土壌表面-0.00m~-1.00m	計画				
			実施	2.810	③=0.73 ⑧=7.95 ⑨=7.80		
4	D	土壌表面-0.00m~-1.00m	計画				
			実施	15.297	④=5.10 ⑤=6.00 ⑨=7.80		
対策土量 計			計画	34.8	6.00×5.80	1.00	34.8
			実施	35.29		1.01	35.6



※南東の欠損箇所は埋設物(油水分離槽)が存在したため、対策範囲から除外した。

※ヘロンの公式 (三辺の長さから三角形の面積を求める公式)

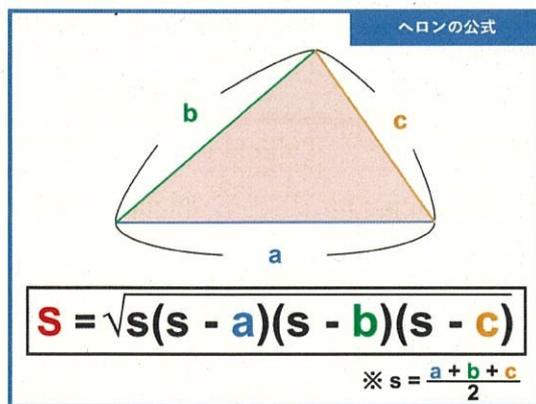


表 4-2 対策数量表 (深度)

番号	区画	実施対策深度	実施対策 土壌厚	対策の基準 とする土壌 表面高さ	基準適合土壌の掘削底 面高さ		基準不適合土壌 (場外処分)の 掘削底面高さ
		m	m	KBM- m	KBM± m		KBM± m
1	1	土壌表面-0.00~-1.01	1.01	-0.06	計画		-1.06
					実施		-1.07
		H1=1.00 H2=1.00 H3=1.01 H4=1.02 H5=1.01					

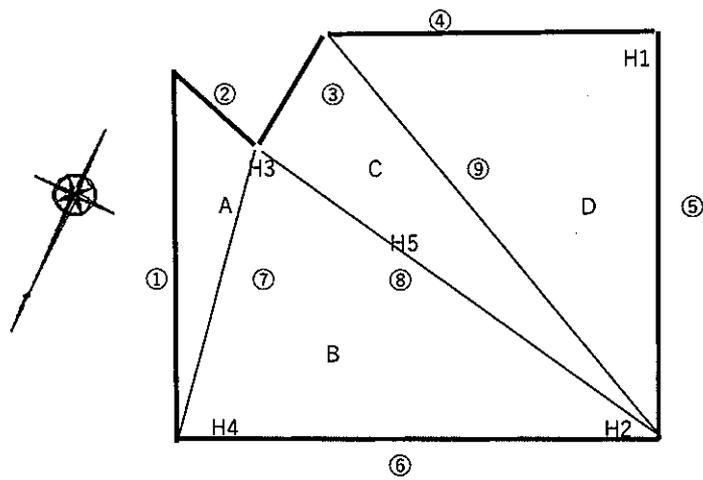


表 4-3 対策土量計算書

対策エリア		対象物質：鉛	
調査地点			B1-2①
深 度		標高表示 上段：最高値 下段：最低値 赤字は管理値	KBM-0.06
土壌表面標高			KBM-0.06
基準高さ			KBM-0.06
対策上端標高（計画）			KBM-0.06
対策下端標高（計画）			KBM-1.06
0.0		▽KBM-0.06	
0.15			
0.5			
0.65			
1.0		△KBM-1.07	
2.0			▽GL-1.65m
2.8			
3.0			
3.3			
4.0			
土壌対策物質			鉛(含有量)
地下水対策物質			—
面積計算			
対策面積(m ²)			35.2
基準不適合土壌（鉛(含有量)一部油分を含む）			
上端深度(土壌表面-m)			0.0
下端深度(土壌表面-m)			1.0
土壌厚(m)			1.0
タンク控除			0.0
対象土量(m ³)			35.6

凡 例	
【土壌】	
	鉛(含有量) 基準不適合
	鉛(含有量) 基準適合
【地下水】	
▽GL-0.00m	水位(油層なし)
▽GL-0.00m	水位(油層あり)

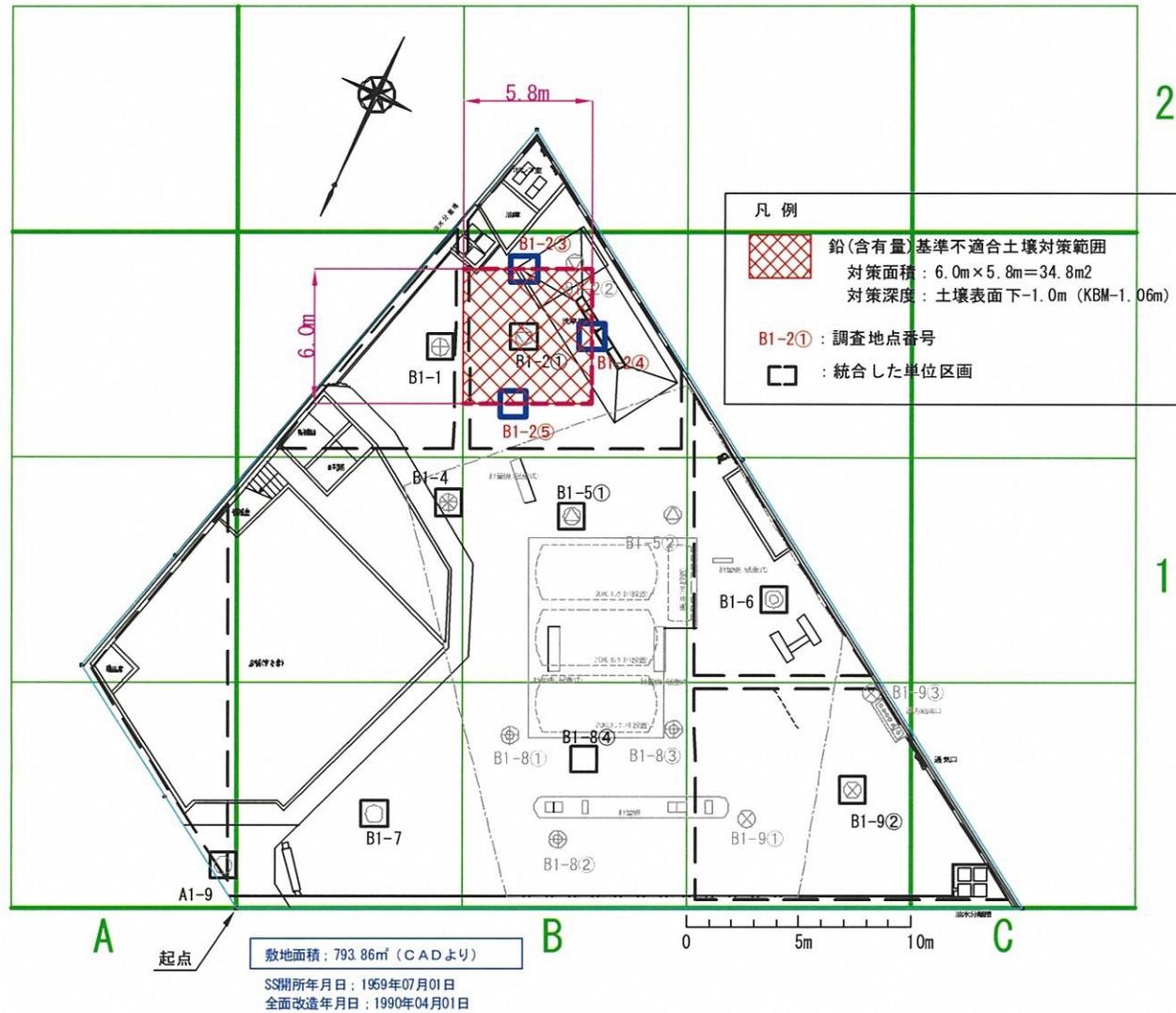


図4-1 対策範囲平面図

○搬出先

4-3. 汚染土壌の搬出先

掘削除去措置による汚染土壌は、以下の搬出先・処理方法を実施した。

搬出汚染土壌の管理は、管理票にて適正な管理を実施した。

管理票集計表（鉛）は表4.4に示す。

管理票（写）は、別冊に添付した。

- ・搬出先：成友興業株式会社 城南島第二工場
- ・施設所在地：東京都大田区城南島3丁目2-11
- ・施設の種類：浄化等処理施設（許可番号：第01310010003号）
- ・処理の方法：異物除去・含水調整・洗浄
- ・運搬受託者：成友興業株式会社

4-4. 運搬フロー図

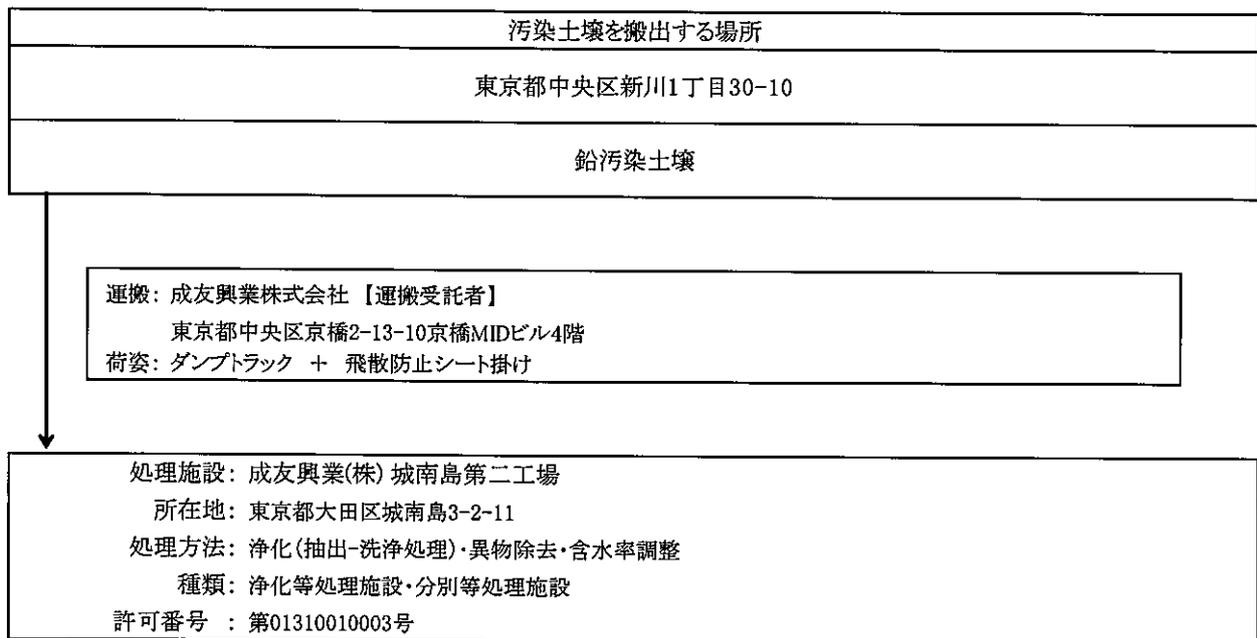


図4.2 運搬フロー図

別紙-7 措置完了後の対象地の状況

措置完了後の対象地の状況を示した平面図を、図7-1に示す。敷地は砕石敷きと周囲に立入禁止のための木柵+ロープを設置する。

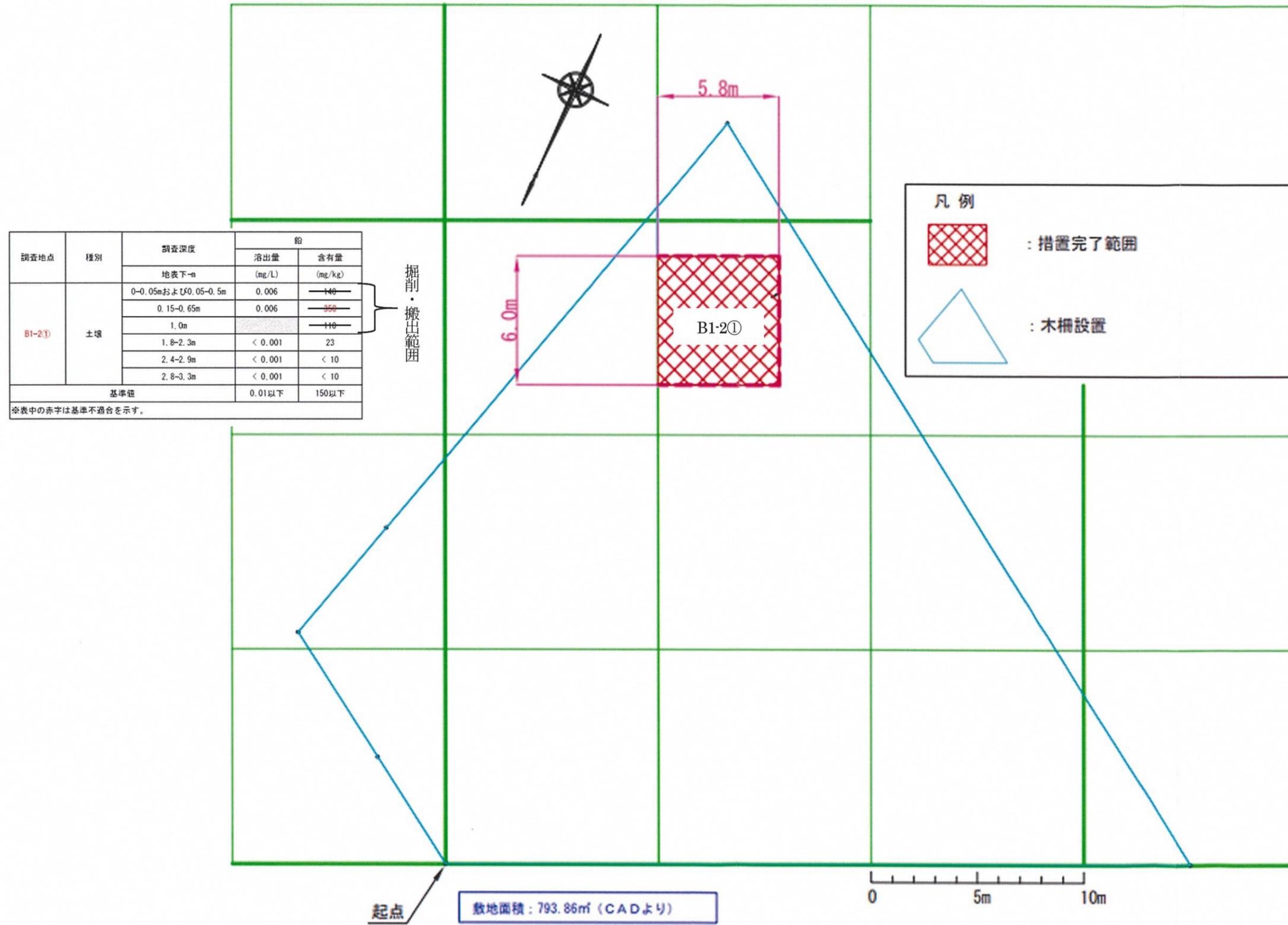


図7-1 措置完了後の対象地平面図